

6.防災 6-(1) これまでの防災対策

H23年3月11日
東日本大震災発生後の取組

防災対策を
最優先課題に！

- ◆ 津市地域防災計画に「津波対策編」を策定
- ◆ 津波避難ビル制度創設
- ◆ 外部階段、転落防止柵設置
- ◆ 海岸堤防の整備
- ◆ 福祉避難所に関する協定締結

H26からR6年度の主な取組

引き続き
防災対策を充実！

- ◆ ハザードマップの作成
 - ✓ 高潮、中小河川洪水、内水ハザードマップの作成

- ◆ 各種計画の策定・見直し
 - ✓ 津市地域防災計画の見直し
 - ✓ 津市業務継続計画の策定・見直し
 - ✓ 令和6年能登半島地震等の教訓を基に、災害時受援計画の大修正

R7年度の主な取組

令和7年度予算総額
484,701千円

- ◆ 指定避難所等における災害対策用備蓄品整備事業(10,377千円)
 - ✓ 大規模災害に備えて、津市備蓄計画に基づき、既存備蓄品を更新
- ◆ 地域防災力強化推進事業(17,000千円)
 - ✓ 自主防災組織の活性化、また地域防災力を向上させるため、防災資機材等に要する経費を支援
- ◆ ハザードマップ作成(内水)
- ◆ 津市登録型メール配信システム更新
- ◆ 全国瞬時警報システム新型受信機整備事業

H24・25年度の主な取組

災害対応力強化集中年間

※2年間で約12億円の予算措置
緊急防災・減災事業債など、有利な財源を活用

◆ 津波浸水予測地域の津波避難対策を強化推進

- ✓ 津波避難ビル(62施設)・津波避難協力ビル(9施設)の指定
- ✓ (仮称)香良洲高台防災公園構想の決定
- ✓ 津波避難計画作成・災害時要援護者対策モデル事業(6地区)等

◆ 災害対応力を一層高めるため、津市地域防災計画をより実践的な計画へ改訂

- ✓ 地域防災計画の修正(680項目)
- ✓ 自主防災活動活性化交付金の創設
- ✓ 小学校(53校)、中学校(20校)への備蓄品配備
- ✓ 緊急避難を知らせるサイレン放送の活用や波瀬川の避難基準の見直し等

◆ 避難場所や物資拠点等の整備

- ✓ 防災物流施設等の整備
- ✓ 拠点福祉避難所の整備

◆ 住民及び自主防災組織等への支援

- ✓ 家具等転倒防止対策の推進
- ✓ 地域防災力強化推進補助金

◆ 指定避難所等における災害対策用備蓄品の拡充

- ✓ 大規模災害に備えて、津市備蓄計画に基づき備蓄品の更新、追加整備

◆ 令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨への取組

- ✓ 令和6年1月1日に発生した能登半島地震及び令和6年9月に発生した奥能登豪雨における被災地支援活動

防災力を
一層強固なものに！

※新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用

◆ 災害用車両購入事業(36,629千円)

- ✓ 大規模災害時に避難所等における衛生的なトイレ環境を確保するとともに、全国の自治体間における相互支援の広域連携体制整備を図るため災害用移動式トイレ車両を購入

※一般補助施設整備等事業債を活用

◆ 地域防災情報通信システム(同報系)機能強化事業(278,191千円)

- ✓ 令和4年度～令和7年度にかけ、災害時における情報伝達・収集手段を充実・強化するため地域防災情報通信システムの機能強化を実施

※緊急防災・減災事業債を活用

6.防災 6-(2)-① 香良洲高台防災公園の整備

■津波緊急避難場所として香良洲高台防災公園を整備

地域住民の安全の確保と不安の解消のため、**津波からの避難**に活用ができるよう**高台**を造成

■基本構想（平成25年3月15日発表）

- ・国土交通省、三重県の協力のもと、河川しゅんせつ土や道路建設事業等による排出土のうち、良質土を有効利用し、高台造成を実施
- ・建設発生土の有効利用により、高台造成に要するコストを縮減



■管理棟・屋内運動施設完成(令和5年3月24日)

- ・令和4年度末に管理棟及び屋内運動施設が完成し、公園の完成に先立ち建物への避難が可能となりました。

令和7年3月25日完成
令和7年4月1日供用開始



■事業の実施状況(関連事業含む)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5繰越【補正含む】	R6	合計
事業費(千円)	5,365		27,205	8,638	74,586	45,366	415,116	424,779	789,171	366,033	280,444	124,729	2,561,432
整備内容	地質調査	暫定避難通路	暫定避難通路門扉	敷地造成	敷地造成、排水路	排水路	法面、排水路	法面、給水・汚水・排水施設等、管理棟、備蓄倉庫、屋内運動施設等	暗渠排水、污水、トイレ、多目的グラウンド等 【関連事業】避難路、耐震性防火水槽整備	R4補正含 うち関連事業153,911	うち関連事業34,100	うち関連事業122,109	施設整備 【関連事業】避難路整備

香良洲高台防災公園整備等に関する協議会設立(H27.11)

暫定供用開始
一時避難場所指定(H29.4)
都市計画決定(R29.8)
都市計画公園事業認可(R30.2)

屋内避難が可能(R5.3.24)

平成25年5月1日号 広報津より

市民の願いが生んだ
高台防災公園

津市長 前葉泰幸



香良洲は、周囲を伊勢湾、雲出川と雲出古川に囲まれた三角州地帯です。多くが海拔2メートル以下で、巨大地震の大津波では全域に浸水の恐れがあります。緊急避難場所として津波避難ビルを約3千人分確保していますが、在住者5,125人全員の安全のためにも、避難場所の更なる拡充が急務です。住民の防災意識も高く、昨年4月には地元自治会から「高台の造成」の要望が提出され、9月には地域審議会から具体的に「町内の工業専用地域の利活用」により整備すべきとの提言がありました。

これを受け、香良洲町にある市有地に海拔10メートルの高台を造成し、防災公園として整備する構想を発表いたしました。3.6ヘクタール、津球場約3個分の190メートル四方の高台は車2千台ほど

の駐車が可能で、香良洲の全2,006世帯が車で避難できる計算になります。防災倉庫を備え水や食料を備蓄し、上下水道、トイレなども整備します。平常時は海の見える公園として活用できます。

造成に必要な土は47万立方メートル、10トンダンプ7万8千台分という膨大な量になるため、公共事業から発生する盛土に適した良質な土砂を活用することにしました。河川のしゅんせつ、道路建設や治山・砂防事業などの公共工事から発生する土砂の処分を目的とした土地の確保は容易ではありません。そこで、現在も公共工事により発生した土砂の仮置き場として使われている市有地を、事業者の国や三重県に造成用盛土材の持込地として提供することで、河川しゅんせつ土砂などの円滑な利用と市有地の有効活用を図ることにしたのです。高台造成の費用を国や三重県からもご負担いただきコストを下げられるので、一石二鳥の計画であるといえましょう。

高台防災公園は市民のアイデアから生まれた全国的にもほとんど例のない構想です。完成予定の2021年度より早い4年後の2017年春には避難場所としての供用を始めます。一日でも早く安心して生活していただけるよう銳意事業を進めてまいります。

津波避難ビル

(緊急時にいつでも一時避難が可能な建物)

82施設

民間ビル(過去10年の実績)

H28.1.19	2施設と協定
H30.9.21	1施設と協定
H30.11.9	1施設と協定
R1.12.10	1施設と協定
R3.2.1	1施設と協定
R3.12.1	1施設と協定
R5.8.1	1施設と協定
R6.4.1	1施設と協定
R7.4.1	1施設と協定

市有施設

H24.5.17	17	施設を指定
H24.6.1	3	施設を指定
H25.3.1	15	施設を指定
H26.5.1	1	施設を指定
H27.7.14	3	施設を指定
H28.4.1	1	施設を指定
H28.4.9	1	施設を指定
H29.2.20	1	施設を指定
H31.3.25	1	施設を指定
R1.11.19	1	施設を指定
R2.1.31	1	施設を指定
R3.7.1	1	施設を指定
R6.2.26	1	施設を指定
R6.4.1	1	施設を指定

県有施設

H25.1.24	5	施設を指定
H30.4.1	1	施設を指定

82施設で延床総面積134,152m²、合計134,152人分の避難先を確保

津波避難協力ビル

(建物の所有者や管理者が指定した日及び時間に限り避難できる建物) **20施設**

民間ビル

H24.10.23	5施設と協定	R5.4.1	1施設と協定
H24.12.17	1施設と協定	R6.4.1	1施設と協定
H25.6.27	2施設と協定	R6.12.1	1施設と協定
H25.8.20	1施設と協定	R7.4.1	1施設と協定
H26.8.27	1施設と協定	R7.5.1	1施設と協定
H27.8.31	1施設と協定	R7.5.11	1施設と協定解除
H28.2.2	1施設と協定		
H28.11.2	1施設と協定		
H29.2.15	1施設と協定		
H29.10.11	1施設と協定		
H30.2.1	1施設と協定		
R5.3.31	1施設と協定解除		

国有施設

H26.8.27	1施設と協定
R7.4.1	1施設と協定

20施設で延床総面積12,891m²、合計12,891人分の避難先を確保

地震自動解錠鍵ボックス設置

・夜間・休日等に職員が不在となる市有施設の津波避難ビルに、**地震発生時に自動で解錠する鍵ボックス**を設置。ボックス内に施設の鍵、手巻き充電式防災ラジオ（ライト付）、軍手を装備。

【平成24年度】

小学校、中学校、敬和公民館、歴史資料館など17施設に設置

【平成25年度】

小学校、中学校10施設に設置

市営白塚団地3号館

【平成27年度】

高洲会館、殿木集会所、さくら児童館

【平成28年度】

相生会館、津市応急クリニック及び教育委員会庁舎

雲出地区防災コミュニティセンター

【平成30年度】

久居消防署南分署

【令和元年度（平成31年度）】

愛宕会館、一身田公民館（一身田出張所）、県立聾学校、県立津工業高等学校、県立みえ夢学園高等学校

【令和3年度】

津球場公園内野球場

【令和5年度】

津市北消防署

津波避難ビル・津波避難協力ビルを合わせ

147,043人分の避難

スペースを確保

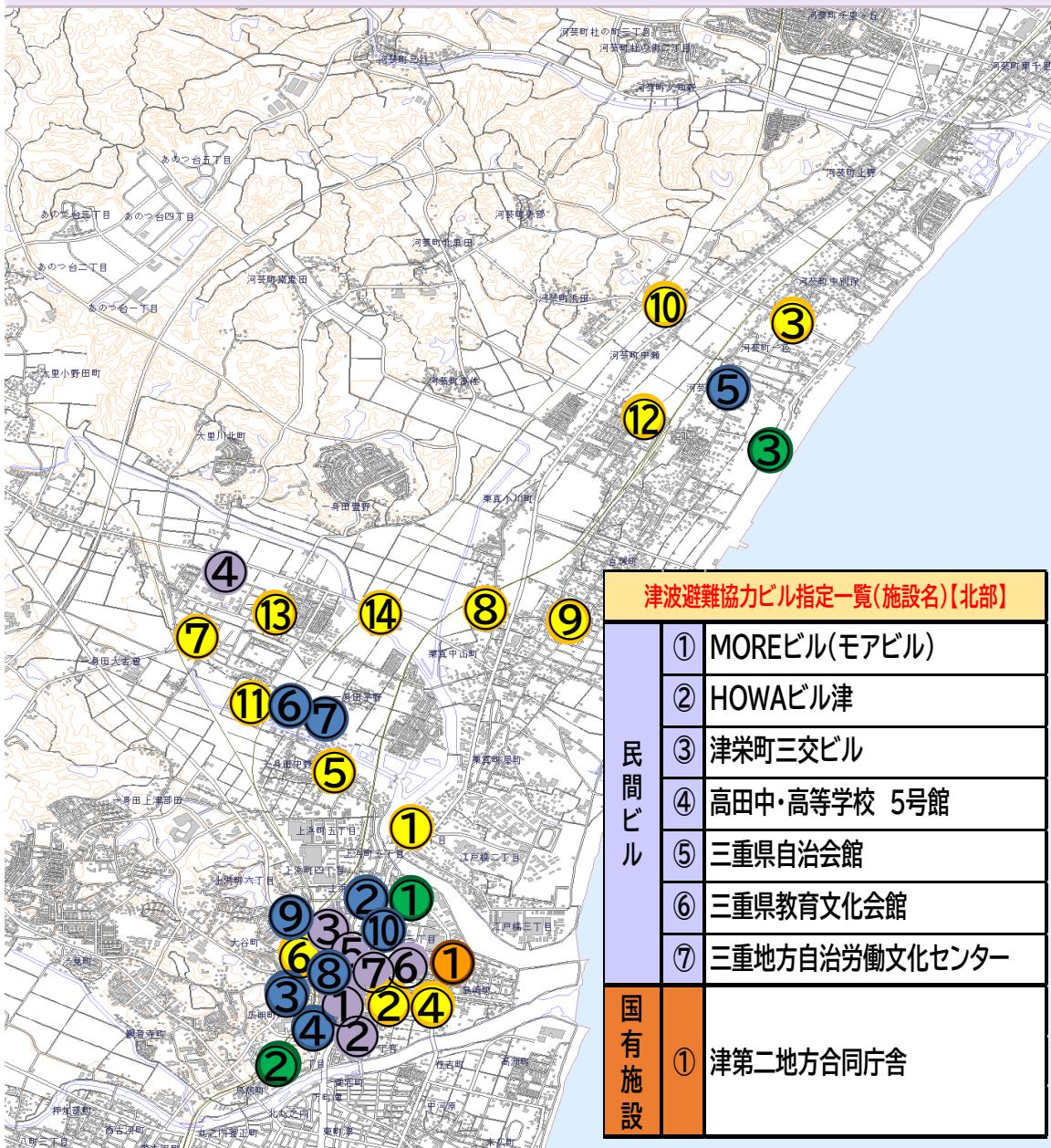
※R7.12.1現在

津波避難ビル等の表示シールと
据置型表示板の設置

6.防災

6-(3)-② 津波避難ビル・津波避難協力ビルの確保（北部）

津波避難ビル・津波避難協力ビル指定状況図【北部】（令和7年12月1日現在）



津波避難協力ビル指定一覧(施設名)【北部】

民 間 ビ ル	① MOREビル(モアビル)
	② HOWAビル津
	③ 津栄町三交ビル
	④ 高田中・高等学校 5号館
	⑤ 三重県自治会館
	⑥ 三重県教育文化会館
	⑦ 三重地方自治労働文化センター
國 有 施 設	① 津第二地方合同庁舎
	② 三重県勤労者福祉会館
県 有 施 設	③ 中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区） 志登茂川浄化センター

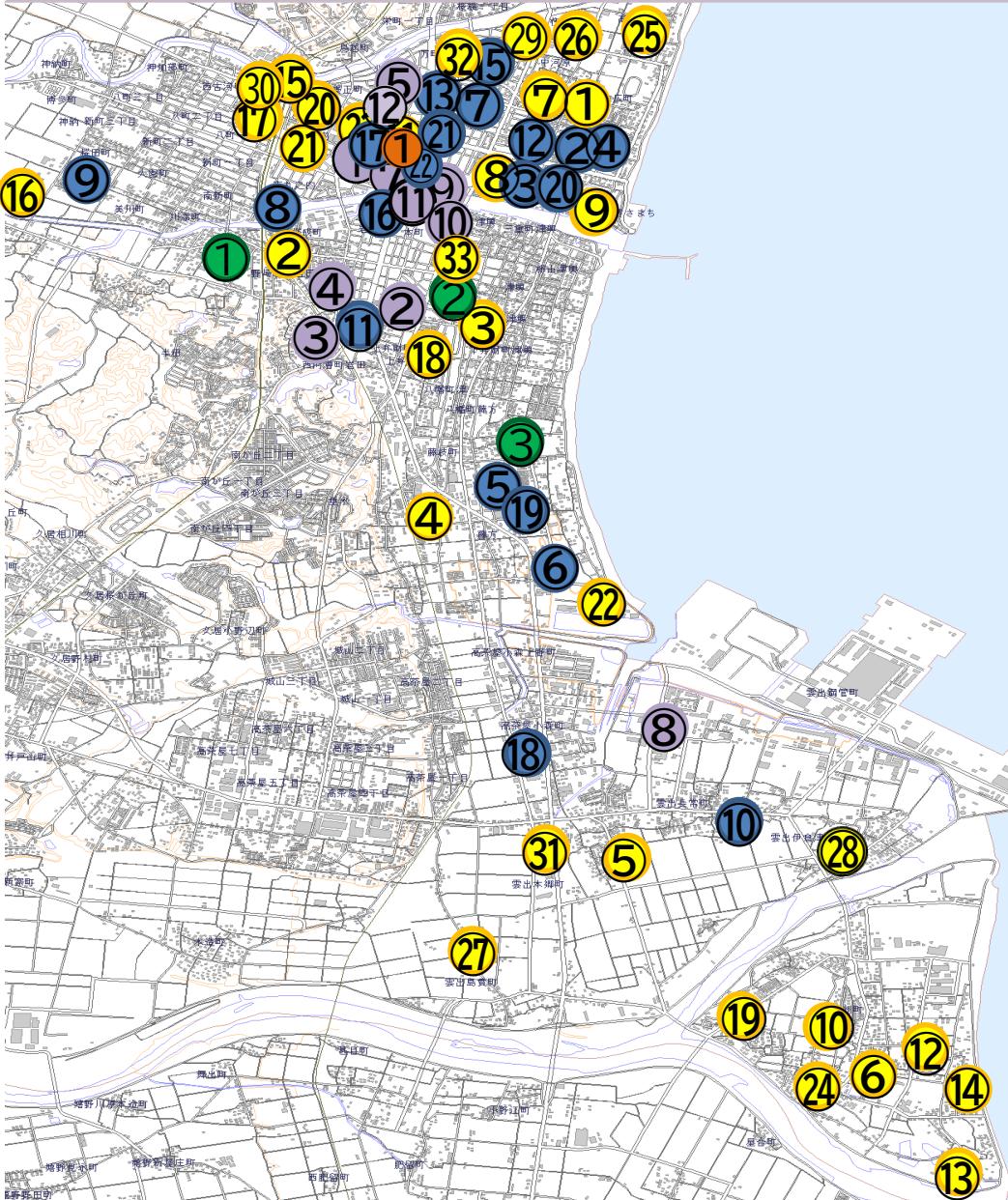
津波避難ビル指定一覧(施設名)【北部】

②	イセットビル
③	ホテル ザ・グランコート津西
④	J Aビル専用駐車場
⑤	児童養護施設里山学院なのはな
⑥	特別養護老人ホーム津の街
⑦	特定施設憩いの里津ケアホーム
⑧	医療法人 東海眼科
⑨	フラワーロード栄
⑩	東横 INN津駅西口
①	北立誠小学校
②	南立誠小学校
③	豊津小学校
④	橋北中学校
⑤	三重短期大学
⑥	アスト駐車場
⑦	一身田小学校
⑧	栗真小学校
⑨	白塚小学校
⑩	朝陽中学校
⑪	一身田中学校
⑫	市営白塚団地3号館
⑬	一身田公民館（一身田出張所）
⑭	津市北消防署
①	三重県津庁舎（本館）
②	三重県勤労者福祉会館
③	中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区） 志登茂川浄化センター

6.防災

6-(3)-③ 津波避難ビル・津波避難協力ビルの確保（南部）

津波避難ビル・津波避難協力ビル指定状況図【南部】（令和7年12月1日現在）



津波避難ビル指定一覧(施設名)(施設名)【南部】	
民間ビル	② フェニックスメディカルセンタービル
	③ CSビル
	④ 津老人保健施設アルカディア
	⑤ バナソニック株式会社 エレクトリックワークス社 津工場 厚生会館
	⑥ Lut's (ラツツ)
	⑦ フェニックスホテル
	⑧ 東邦ガス株式会社 津営業所
	⑨ サービス付き高齢者向け住宅安濃津らむん
	⑩ くもづホテル&コンファレンス
	⑪ 中日新聞 津橋南専売所
	⑫ 大門病院
	⑬ 津センターパレスビル
	⑮ 三愛相生町ビル
	⑯ 百五銀行岩田本店棟
	⑰ 百五銀行丸之内本部棟
	⑱ イオンモール津南
	⑲ 三愛物産株式会社三重支店
	⑳ 津生協病院
	㉑ メゾンエスポワール
	㉒ 中部電力パワーグリッド株式会社三重支店
市有施設	① 敬和小学校
	② 修成小学校
	③ 育生小学校
	④ 藤水小学校
	⑤ 雲出小学校
	⑥ 香良洲小学校
	⑦ 東橋内小学校
	⑧ 敬和公民館
	㉙ 貴崎地区防災コミュニティセンター
県有施設	㉓ 津市香良洲庁舎
	㉔ 津市香良洲地区防災センター
	㉕ 高須会館
	㉖ さくら児童館
	㉗ 殿木集会所
	㉘ 露出地区防災コミュニティセンター（防災物流施設）
	㉙ 相生会館
	㉚ 津市応急クリニック及び教育委員会庁舎
	㉛ 津市久居消防署南分署
	㉜ 愛宕会館
	㉝ 津球場公園内野球場（メインスタンド）
	㉞ 三重県立津工業高等学校
	㉟ 三重県立みえ夢学園高等学校
	㉞ 三重県立聾学校

津波避難協力ビル指定一覧(施設名)【南部】	
民間ビル	① タカノビル
	② 七尾ビル
	③ 株式会社シーテック 三重支店
	④ 日本土建ビル
	⑤ 三重会館
	⑦ 津商工会館
国有施設	⑧ カヤバ株式会社三重工場
	⑨ 津丸の内ビル
	⑩ ホームラン津店立体駐車場
	⑪ 中部電力パワーグリッド 株式会社五軒町立体駐車場
	⑫ 津中央郵便局
国有施設	⑬ 三重県津地方裁判所

6.防災 6-(4) 外部階段・転落防止柵の設置

■公共施設の外部階段・転落防止柵の設置及び改修

年 度	内 容	施 設 名
平成23年度 【事業費】814万2,750円	転落防止柵の設置	香良洲小学校 敬和小学校
	転落防止柵の改修	藤木小学校 東橋内中学校
平成24年度 【事業費】2,293万9,295円	外部階段・転落防止柵の設置	香海中学校
	転落防止柵の設置・改修	まつぼっくり作業所 高洲会館 殿木集会所 さくら児童館
平成26年度 【事業費】3,247万3,778円	外部階段・転落防止柵の設置	相生会館
平成27年度 【事業費】1,328万円	外部階段・転落防止柵の設置	愛宕会館
平成30年度 【事業費】1,287万3,600円	外部階段・転落防止柵の設置	

【平成24年度】



香海中学校（整備後）



香海中学校（整備後）



高洲会館（整備後）



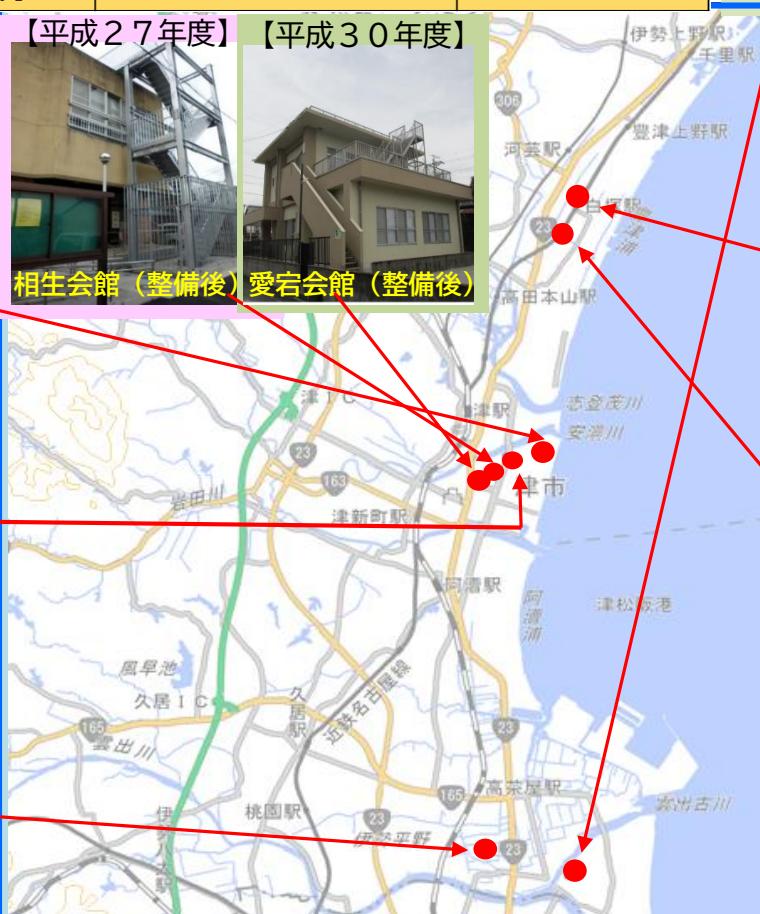
相生会館（整備後） 愛宕会館（整備後）



さくら児童館（整備後）



殿木集会所（整備後）



白塚団地（整備後）



粟真海滨線高架橋（整備後）

■津波避難ビルとしての市営住宅の活用（平成25年度）

整 備 内 容

外付け階段、
屋上フェンスの設置

事 業 費

2, 231万円

津波避難ビル等の指定がな
い空白地帯の解消のため市
営住宅（白塚団地）を活用

■栗真海滨線高架橋避難階段の設置（平成26年度）

整 備 内 容

避難階段の設置

事 業 費

5, 484万円

平常時から有効に活用
でき、かつ災害時には
津波避難が可能

6.防災

6-(5) 海拔表示～国・県・市・民間の取組～

■市の取組

- 津波浸水予測地域内の全ての避難所及び一時避難場所に海拔表示を実施（H24～H25年度で設置）
【事業費】 69万3,682円

- 津波浸水予測地域内の避難所 61箇所
- 津波浸水予測地域内の一時避難場所 88箇所
- 新規に指定した避難所・一時避難場所及び標識を修繕した避難所・一時避難場所 15箇所
合計164箇所

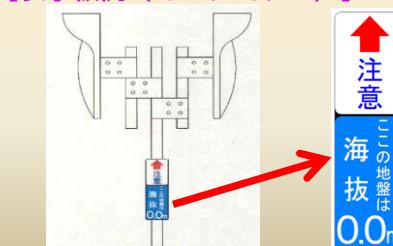
【表示板例】



- 津波浸水予測地域内及び沿岸部の主要な市道上のカーブミラー等への海拔表示を実施（H24～H25年度で設置）
【事業費】 174万1,950円

- 津波浸水予測地域内及び沿岸部の主要な市道上に設置（令和7年9月1日現在）
カーブミラー 241箇所
電柱 122箇所

【表示板例（カーブミラー）】



■津市沿岸地域標高マップの全戸配布（H24.7実施）【事業費】 338万3,100円

津波からの避難に役立てるとともに、防災意識の高揚を図るために「津市沿岸地域標高マップ」（安濃川を境界として北部マップと南部マップ）を作成し、平成24年7月16日号の広報津と同時に全戸に配付。

【普及・啓発方法】地域における学習会や避難訓練等において、当マップを活用するとともに、市ホームページにも掲載。

■国の取組

- 国道23号の歩道橋等への海拔表示の設置（H24年11月～H25年3月の間で設置）

- 設置箇所（標識・歩道橋等） 39箇所



■県の取組

- 海拔表示シート設置事業を創設（平成26年度新規事業）

- 津波浸水予測地域内の県管理の国道及び県道の既存の標識等に海拔表示シートを62箇所設置



■民間の取組

- 津市と中電興業(株)津営業所及びテルウェル西日本(株)との協定により、広告付き避難所等誘導標識に海拔を含めて表示

- 設置箇所 168箇所
(令和7年12月1日現在)



国・県・市・民間による市域全体への海拔表示の幅広い展開

6.防災

6-(6)-① 避難行動要支援者名簿の作成・提供

背景

○東日本大震災において、高齢者や障がい者が被災する割合が高い。

○平成25年6月災害対策基本法の一部改正により、新たに市町村長に避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられた。

これまでの取組

津市では、平成22年に津市災害時要援護者登録制度実施要綱を策定し、その後、災害時要援護者名簿を作成し、自主防災組織等の地域へ名簿を提供するとともに、「津市災害時要援護者避難支援対策マニュアル」を策定し、地域における避難支援体制の構築を図ってきました。しかし、これまでの災害時要援護者登録制度では、名簿の提供には対象者本人の「手上げ」と「同意」が必要であることから、対象となる方の名簿登録が進んでいないのが現状(名簿の登載率は約27%)

条例の内容

条例制定

◇津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例制定の趣旨

本人から拒否の意思表示がない限り、平常時から自主防災組織や自治会等の避難支援等関係者(※1)に市が保有する「避難行動要支援者(※2)」の情報を、提供できるよう条例を制定(平常時に活用する名簿への登載率は約96%へ)

(※1)避難支援等関係者とは、災害対策基本法が改正され、新たに定義づけられた「避難支援等の実施に携わる関係者」です。具体的には自治会、自主防災組織、消防機関、民生委員、社会福祉協議会、警察署になります。

(※2)避難行動要支援者とは、災害対策基本法が改正され、新たに定義づけられた「災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの」をいいます。これまでの災害時要援護者に近いものです。

◇避難行動要支援者の要件

○65歳以上ののみの世帯に属する者で、介護保険の要支援または要介護認定を受けている者

○介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護3以上の認定を受けている者

○身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種である者

○療育手帳(A1、A2)の交付を受けている者

○精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付を受けている者

○障害者総合支援法の障害福祉サービス(同行援護、行動援護)を受けている難病患者

○その他市長が必要と認める者

◇避難行動要支援者名簿に掲げる事項

①氏名、②生年月日、③性別、④住所または居所、⑤電話番号
その他連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由、⑦その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

◇個人情報の適正管理の規定

○避難支援等の用に供する目的以外のために、当該名簿情報を自ら利用し、または当該名簿情報の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

○名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

○個人情報の漏洩、滅失、毀損等が生じ、またはその恐れがあることを知ったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

個別避難計画とは

- 災害発生時等に自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する一人ひとりの状況に合わせた避難支援のための計画。作成について、本人の同意を得ることが必要。
- 内閣府の指針において、優先度が高い避難行動要支援者から作成することが適当とされた。

優先度が高い避難行動要支援者

※R3.5 災害対策基本法一部改訂により個別避難計画作成が努力義務化

①地域におけるハザードの状況(洪水・津波・土砂災害の危険度の想定)

②避難行動要支援者本人の心身の状況

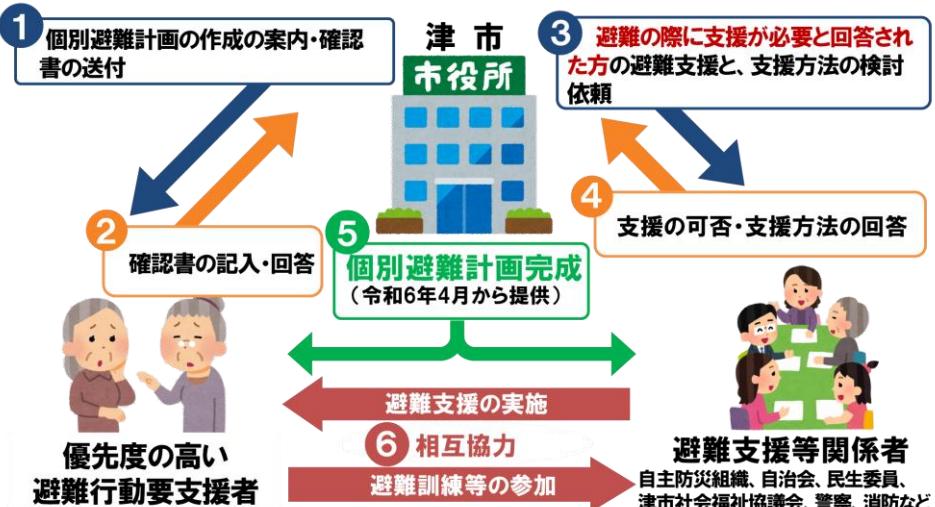
③独居等の居住実態

R5.7

①かつ②かつ③の対象者を抽出



個別避難計画の作成・提供の流れ



個別避難計画作成の取組状況

※令和7年度時点

避難行動要支援者のうち個別避難計画作成対象を3,257人(※)に絞り込み

R5.10～
個別避難計画の作成案内・意向確認書を送付し、作成に同意する場合に記入のうえ回答をいただく。

回答あり 1,863人 回答なし 1,394人

※作成対象要件なし894人を含む
除票者・名簿登載要件消失者等

支援を希望すると回答された方の避難支援と、支援方法の検討依頼

R6.1～
自治会、自主防災会に検討を依頼し、そのなかで避難場所の確認を含めた検討を行っていただき、支援の可否・支援方法の回答をいただく。
支援を希望 456人 支援を必要としない 998人(自主避難可・施設入所など)

R6.4～
作成した個別避難計画を避難支援等関係者へ提供
作成済件数 299件 65.6%(299人/456人)

平成28年7月1日号 広報津より

**市長
コラム**

Mayor's Column

**助けあいで災害から
命を守りましょう**

津市長 前葉 泰幸

このたびの熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

災害列島とも呼ばれる日本はこれまでにもたびたび激甚災害に見舞われてきました。過去最高の10個の台風が上陸し、阪神淡路大震災以来の大災害といわれた平成16年、7月の梅雨前線豪雨における人的被害が集中したのは高齢の方々でした。その反省を踏まえ、災害時に自力で避難することが難しい方への支援が大きな課題となり、手助けが必要な方の名簿づくりの取り組みが全国で始まりました。

避難時に支援を希望される方は、ご自身の個人情報が記載された名簿が支援関係者に提供されることに同意する必要があります。津市では民生委員が1年かけて対象世帯を個別訪問しておひとりおひとりに意思確認を行いました。同意された方を登載した「災害時要援護者名簿」は平成23年春に完成しました。

その後、市政懇談会で地域を回ったときのことです。民生委員の方から気になる話を耳にしました。「名簿は自治会や自主防災組織の手に渡っていないのではありませんか? 登録を済ませた方から『何か起きた時、私のところには誰が来てくれるの?』と聞かれたのですが、答えられませんでした」。

名簿には支援を希望される方の氏名や住所、連絡先などの個人情報が含まれることから、名簿を受け取る方には守秘義務が課せられます。そのため、津市は自治会長などに名簿をお渡しする際、記載された個人情報を漏らさないという誓約を求めなければなりません。なかには情報管理に難色を示される方もいらっしゃり、受け取りを拒まれた100近い地域の名簿が宙に浮いたままとなっていました。

しまっていたのです。

様々な制約に阻まれ、支援を要する方々の名簿の作成や運用がスムーズに進まないといった状況は津市に限ったことではなく、東日本大震災においても、被災した多くの自治体が名簿を避難支援や安否確認に生かすことができませんでした。震災の犠牲者の6割は65歳以上の高齢者であり、障がいのある方についても、そうでない方の2倍となっています。支援する側の消防・警察や民生委員の方々も大勢亡くなっています。

国は、この問題を解決しようと平成25年6月、災害対策基本法の一部を改正し、「避難行動要支援者名簿」の作成を市町村長に義務付けました。自治会・自主防災組織・民生委員・社会福祉協議会・消防団・警察など避難支援をする者に名簿を開示することを規定し、災害から命を守ることは個人情報保護に優先することを法律上明らかにしたのです。ところが、名簿の開示は発災後に限られ、事前に活用するにはこれまで同様個々の名簿登載者の同意が必要とされたのです。

災害に同じものはひとつとしてありません。現場では臨機応変な対応が求められるなか、災害が起つてから名簿の封印を解いているようでは手遅れになります。普段から、支援が必要な人も、支援する人も、ひとりひとりが災害に備えて自身の安全確保に努めながら避難の助け合い体制を整えていくことが大切なのです。

そのために津市はさらに手を打ちました。名簿の事前活用の同意ができる限り多くの対象者から得られるよう条例を新たに制定し、名簿登載拒否の申し出がない限り同意があったものとみなす規定を盛り込んだのです。同種の規定を持つ市は全国的にもごくわずか、先進的な条例です。

今年春、対象者の96.5%にあたる17,251人がリストアップされた「津市避難行動要支援者名簿」が完成し、支援する方々に共有されました。いざという時の声掛けや安否確認はご近所同士が一番です。地域の方からの情報なくしては消防や警察の公的な救助活動もままでなりません。ぜひ市民の力でまちの防災力を高めていきましょう。

6.防災 6-(7) 津波避難計画作成

■津波避難計画作成研修会の開催（H24～H25年度）【事業費】184万6,837円

津波から迅速かつ安全に避難ができるよう、津波浸水予測地域内の小学校区単位において、**自主防災組織や自治会のリーダーなどを対象に避難計画作成のために地震・津波の講習会やタウンウォッチングを開催。**

【実施状況（研修会開催地区）】

平成24年度：育生、豊津、香良洲、北立誠、南立誠、上野、敬和、栗真、雲出、白塚、藤水
平成25年度：新町、高茶屋、一身田、桃園、修成、養正、安東、神戸

■津波避難計画作成・災害時要援護者対策モデル事業（H25年度実施）【事業費】56万6,675円

事業概要

地震、津波避難に関する研修会、タウンウォッチング、災害時要援護者の避難についての検討、避難訓練など、グループワークも交えて各地区5回程度の研修会を開催。

【参加地区】

河芸（東千里）、白塚（白塚東浜・白塚三之宮・白塚本町・白塚中之町）、
栗真（栗真小川）、育生（結城東園）、雲出（雲出伊倉津）、香良洲（浜浦）



■避難所運営モデル事業（H25年度実施）【事業費】25万9,400円

事業概要

避難所運営に関する研修会を5回程度開催し、避難所運営委員会組織作り、地域特性等に即したマニュアル作成を実施。

【参加地区】

河芸（千里ヶ丘）、栗真（栗真小川）

平成26年2月13日
事業取組報告会を実施し、取組報告書作成

この取組成果を各地域に周知し、情報を共有してもらい、地域防災力の向上に繋げていく。



耐震化促進事業 令和7年度予算 135,893千円(6月補正含む)

木造住宅耐震化事業取組実績(令和7年10月31日現在)

事 業	内 容								計	累計
		R2	R3	R4	R5	R6	R7			
耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅の耐震診断を無料で実施	330	370	322	361	474	96	1,953	9,645	
耐震補強計画事業	耐震診断の評点が1.0以上となる補強計画(補強設計)の作成などの費用に対する補助	2	11	12	4	18	19	66	490	
耐震補強事業	耐震補強後の評点が0.7以上1.0未満、または1.0以上となる補強工事の費用に対する補助	6	8	9	2	11	21	57	507	
除却事業	耐震診断の評点が0.7未満となった木造住宅等の除却工事の費用に対する補助	137	139	132	135	138	140	821	1,213	

注) 表中の「計」は令和2年度から令和7年度までの計、「累計」は各事業開始以降の累計。

各種補助金等の要件

要 件		無料耐震診断	補強計画 (設計)	補強工事	除 却
対象者の要件	対象住宅を所有している	●	●	●	●
対象住宅の要件	昭和56年以前の木造住宅	●	●	●	●
	3階建て以下	●	●	●	●
	耐震診断の結果 評点が0.7未満 ※	—	●	●	●
	補助金額	—	最高18万円 ただし、精密診断法により 設計した場合は最高34万円	最高150万円 ただし、補強工事と合わせてリフォーム工事を行う場合は最高170万円 (補助金額は要する費用により異なります)	費用の23% (最高30万円)

※ : 除却については、「耐震診断の結果 評点が0.7未満、または容易な耐震診断調査票により倒壊の危険性があると判断されたもの」と読み替える。

木造住宅以外の補助金

耐震シェルター設置事業：昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅内に設置する、耐震シェルターの本体及び設置費用を補助(ベッド型・テーブル型を含む)

避難路沿道建築物耐震化事業：緊急輸送道路等における、倒壊により道路を閉塞するおそれのある一定の高さを有する建築物を対象に耐震診断、耐震補強計画及び
耐震改修の費用を補助

ブロック塀等の撤去改修事業：対象ブロック塀等を全て撤去、または、撤去後にフェンス等を改修する工事の費用を補助

避難所等建築物耐震診断事業：昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造避難所の耐震診断の費用に対する補助

宅地耐震化推進事業

1. 宅地耐震化推進事業とは

(1) 事業の背景

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などにおいて、谷や沢を埋めた造成宅地や斜面に腹付けした造成宅地で滑動崩落による被害が発生しました。

これを受け平成18年度に国は宅地造成等規制法の改正を行い、大地震時に滑動崩落等のおそれがある大規模盛土造成地の滑動崩落による被害を防止するため、宅地耐震化推進事業が創設されました。

(2) 事業の流れ

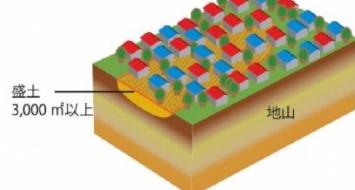
国土交通省の「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」（平成27年5月）に沿って、大規模盛土造成地の有無を把握（第一次スクリーニング）し、安全性の検証を行い（第二次スクリーニング）、この結果により造成宅地防災区域の指定を行い滑動崩落対策工事等の宅地耐震化を推進していく事業です。

2. 大規模盛土造成地とは

盛土造成地のうち以下の要件に該当するものを「大規模盛土造成地」と呼びます。

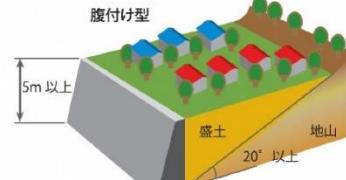
1) 谷埋め型大規模盛土造成地
盛土の面積が3,000m²以上

谷埋め型



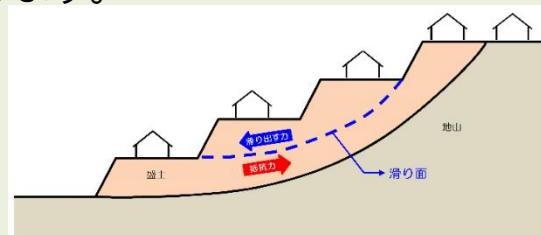
2) 腹付け型大規模盛土造成地
盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上

腹付け型



3. 滑動崩落とは

地震力及び盛土の自重による盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回り、盛土の地滑り的変動が生じることを「滑動崩落」と呼びます。



4. 津市の取組

市内における大規模盛土造成地をホームページに公表し、第二次スクリーニングに向けた方針の検討を行うとともに経過観察マニュアルに基づき定期点検を実施しています。

5. 事業の効果

市内における盛土造成箇所の有無を周知することにより市民の皆さまの防災意識の向上を図り、地震時ににおける早期の避難等により被害の軽減を図ることができます。

6. 防 災 6-(9) 家具等転倒防止対策事業

■地震対策事業（令和7年度予算 50千円）

○家具等転倒防止対策補助事業・・・自らが居住する住宅で、地震による家具の転倒を防止するために固定する費用を補助。

対象者の要件	市内に住民登録のある方
補助金額	費用の9/10 (最高1万円)

実績件数（各年度）										
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
64	35	24	7	38	26	20	23	53	46	23
H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計
9	4	8	2	5	0	1	1	3	2	394



補助事業実施例

■家具等転倒防止固定金具の無償配付・取付支援

○家具等転倒防止対策啓発事業・・・津市に住民登録のある方で、地震などによる家具などの転倒を防止するための固定金具の配付・取付支援（平成26年8月1日から開始）を無償で行う。

固 定 金 具 の 配 付	
対象者	津市に住民登録のあるすべての方
配付金具数	L字金具（小）3t×45×45×幅16 4個 L字金具（中）3t×60×60×幅16 2個 連結金具 1t×幅16×72.4 2個 皿木ネジφ3.8×32 24本 皿木ネジφ3.1×20 8本
申請提出先	危機管理部防災室、各総合支所地域振興課
配付方法	申請書提出時に配付 ※当日窓口にて申請書類の審査を行った後、不備がなければ「津市家具等転倒防止対策啓発事業を利用するに当たっての確認事項」、「固定金具の受領書」を記入していただきた上で固定金具を配付
配付回数	それぞれの実施年度を問わず1世帯につき1回限り
配付後の設置確認	実績報告書に写真を添付して提出 ※電子メールでの送信等をもって報告書の提出に代えることができる



配布する固定金具

固 定 金 具 の 取 付 支 援	
対象者	(1) 65歳以上の高齢者のみの世帯 (2) 障がいのある方と同居している世帯のいずれかに該当する方 ※障がいのある方とは 「身体障害者手帳の級が1から3級」、 「精神障害者保健福祉手帳の級が1級」、 「要介護認定の区分が3から5」、 「療育手帳の区分がA」
申請提出先	危機管理部防災室、各総合支所地域振興課
取付支援回数	それぞれの実施年度を問わず1世帯につき1回限り
取付支援対象家具	啓発事業で配付された固定金具で取り付ける場合に限る
ボランティア団体	特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会 NPO法人ワクワク工房

実績件数（各年度）												累計
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計
540	279	712	188	132	93	48	43	23	33	54	8	2,153

6.防災 6-(10) 台風災害

台風災害復旧の状況（H23～R6年度）

年度	名 称	年 月 日	復旧事業 個所数	復旧事業費（千円）
23	台風第6号	平成23年7月18日～20日	167	249,263
	台風第12号	平成23年9月1日～5日	271	825,816
	台風第15号	平成23年9月20日～21日	199	231,245
24	台風第4号	平成24年6月19日	44	95,792
	台風第17号	平成24年9月30日	1,019	1,035,705
25	台風第18号	平成25年9月15日～16日	364	653,589
26	台風第11号	平成26年8月9日～10日	1,610	2,994,095
	台風第19号	平成26年10月13日～14日	162	151,673
27	台風第11号	平成27年7月16日～17日	35	84,234
	台風第15号	平成27年8月25日～26日	239	1,088,310
	台風第18号	平成27年9月8日～9日	8	43,627
28	台風第16号	平成28年9月19日	105	69,354
29	台風第18号	平成29年9月17日	17	16,700
	台風第21号	平成29年10月22日	226	117,439
30	台風第12号	平成30年7月28日～29日	82	134,000
	台風第20号	平成30年8月23日～24日	121	63,028
	台風第21号	平成30年9月3日～5日	102	82,591
	台風第24号	平成30年9月29日～10月1日	63	36,449
R1	台風第10号	令和元年8月14日～16日	19	21,554
	台風第19号	令和元年10月12日	12	16,357
R4	台風第14号	令和4年9月19日～20日	2	51,525
	台風第15号	令和4年9月23日～24日	2	5,077
R6	台風第10号	令和6年8月29日～9月1日	4	18,049
合 計		4,873	8,085,472	

(注) R2, R3, R5は台風災害なし



平成24年台風
第17号による被害

平成26年台風
第11号による被害



林道の法面・路側崩壊（芸濃町河内地内）



令和元年台風
第19号による被害

市道の法面土砂崩落（美杉町八知地内）

6. 防 災 6-(11) 津なぎさまちの高波対策



【高波被害の発生】
台風第4号（平成24年6月19日）
台風第17号（平成24年9月30日）



【被害状況】
①車両の浸水被害と他の車両との接触
②護岸上のインターロッキングブロック舗装の剥離

直ちに津なぎさまちの高波対策に着手

①護岸（歩道）舗装復旧（H25.3.25完成）

インターロッキングブロック舗装部分をコンクリート舗装と薄層アスファルト舗装で復旧



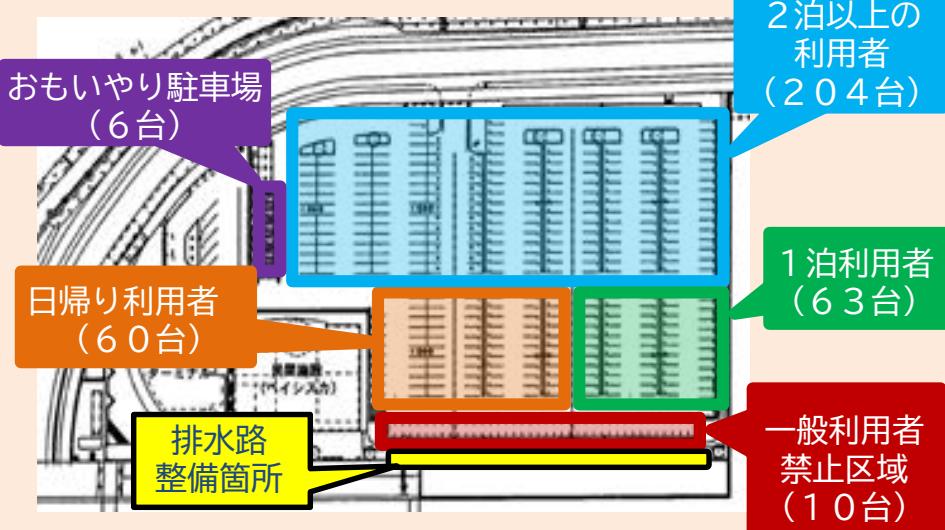
②駐車場排水路整備（H26.1.31完成）

高波による駐車場の浸水を防止又は軽減するため、施設内の排水機能の強化に係る整備を実施



③駐車スペースの区分け見直し

これまで、2泊以内の利用者に指定なく駐車可能としていた駐車場を、緊急時の利用規制等を円滑に行えるように、利用日数別に駐車区画を指定（H24.10.10～）



■雲出川水系波瀬川における避難情報の発令基準及び対象地域の見直し

波瀬川における直近2年間の避難情報の発令状況及び避難者数から、実態として地域住民の適切な避難行動に結びつく避難判断基準等を検討。

波瀬川における直近2年間の避難情報発令状況及び避難者数をみると避難情報発令に伴い指定の避難所に避難した人は、最大で4%未満。

地域住民が「危険」と思う水位と行政が定めた水位にズレがあるのではないか。

地域の実情に即した避難情報の発令基準について検討を行う必要がある。

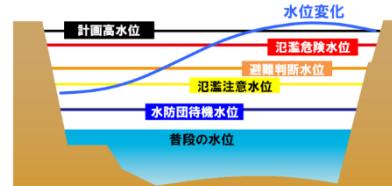
地元の代表者、国、三重県、津市及び有識者を交え、「波瀬川における避難のあり方検討会」を設置(平成25年2月22日)

避難のあり方検討会が下記提言を津市長、三重河川国道事務所長へ提出(H25.7.29)

- 提言1 避難判断水位(氾濫危険箇所)の見直し**
 - 提言2 避難情報発令基準・避難対象地域の見直し**
 - 提言3 水位・避難に関するわかりやすい情報の提供**
 - 提言4・5 繙続的な地域での防災力の向上、自発的な防災力の向上**
 - 提言6 避難のあり方に関する勉強会の開催**
 - 提言7 浸水時における交通規制のあり方**
 - 提言8 洪水ハザードマップの見直し**

平成25年8月5日付けて三重四川災害対応連絡会会长(三重河川国道事務所長)より、平成25年9月1日から波瀬川下川原橋水位観測所の避難判断水位及び氾濫危険水位を変更する旨が通知される。

変更前水位	
区分	水位
水防団待機水位	1.70m
氾濫注意水位	2.20m
避難判断水位	2.30m
氾濫危険水位	3.10m
計画高水位	3.49m



区分	水位
水防団待機水位	1.70m
氾濫注意水位	2.20m
避難判断水位	3.40m
氾濫危険水位	3.49m
計画高水位	3.49m

氾濫危険水位
避難行動を開始する目安となる水位
↓
【警戒レベル4】避難指示発令の目安

※高齢の方など、避難に時間のかかる方は「避難判断水位」が避難行動を開始する目安となります。

■ 提言内容にしたがった避難判断水位と
対象地域を平成25年9月1日より適用

区分	水位	第1段階発令時 避難対象世帯・人口	第2段階発令時 避難対象世帯・人口
氾濫注意水位	2.20m	【一志地域2自治会】 256世帯 689人	【一志地域5自治会】 628世帯 1,511人
避難判断水位	3.40m		
氾濫危険水位	3.49m	※世帯・人口は平成25年当時の数字	



平成26年12月1日号 広報津より

市長コラム避難勧告の発令基準
見直しを進めます

津市長 前葉 泰幸

避難勧告の発令判断基準を見直したきっかけは、一志団地にお住まいの方からいただいたお声でした。

「1,200人に一斉に避難を呼び掛けられても、私たちの地区はまだ大丈夫だと思ってしまうのですよ。」

津市地域防災計画で定める判断基準に従って波瀬川流域に発令した避難勧告は、平成23年と24年の2年間で5回、避難所に一時身を寄せた住民は4%に満たないという事実を前に、住民が危険を感じる状況と行政が定めた基準との間にかい離があるのでないかと考え始めていた矢先のことでした。

波瀬川を管理する国土交通省に相談したところ、河川や防災の専門家、地元の自治会長や、消防団一志方面団長などを交えた検討会を設置することになりました。堤防高や背後の地盤高、浸水被害に直結する越流発生箇所や地域住民の避難行動時間の科学的、論理的な分析を経て25年7月にいただいた提言は極めて明快なものでした。

避難判断水位をこれまでより1.1メートル高い3.4メートルに変更し、避難勧告発令の対象地域を直ちに浸水の危険がある平岩と田尻1地区に限定したのです。他地域は水位が4.2メートルに達し越流が確認された時まで発令を見合わせます。より絞り込んだ地域のみにきっちりのタイミングで避難を促すことができるようになりました。

8月9日に来襲した台風11号には新基準を適用しました。氾濫注意水位は従来の2.2メートルのまま据え置かれたため、避難準備情報は市内で一番早い午前10時に発令されましたが、避難勧告は他の河川より3時間ほど遅い7番目、しかも平岩・田尻1地区のみにとどまりました。避難率も25%と前回をはるかに上回っています。発令基準見直し後の住民向け学習会への参加や、自治会、自主防災組織や消防団からの呼び掛けを通じて地域住民の理解と防災意識が高まっていた結果ともいえましょう。

災害対策基本法に規定されているように、避難勧告の発令は市長の権限であり責務でもあります。今回の全国的にも先進的な見直しの経験とノウハウを生かし、国が管理する雲出川についても同様に国土交通省のご協力を得て、より精度の高い発令判断基準を作成してまいります。同時に県管理河川についてもこの手法の導入を働き掛けていく所存です。

■雲出川下流における避難情報の発令基準及び対象地域の見直し

雲出川下流における避難情報の発令状況及び避難者数から、実態として地域住民の適切な避難行動に結びつく避難判断基準等を検討。

波瀬川においては避難判断水位や避難対象地域の見直し、段階的な避難情報の発令を行うなど、一定の成果を収めた。（避難率が4%→25%に向上）



雲出川下流部においても同様に、適切な水位設定を行うとともに、適切な避難情報の発令と迅速かつ的確な避難行動等が行えるよう「雲出川下流における避難のあり方検討会」を設立（平成27年1月27日）

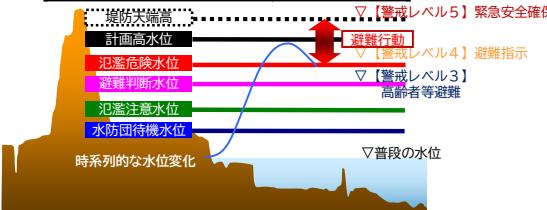
避難のあり方検討会が下記提言を津市長、松阪市長、三重河川国道事務所長へ提出
(H27.7.21)

- 提言1 汚濁危険水位と避難判断水位の見直し
- 提言2 避難情報発令基準・避難対象地域の見直し
- 提言3 避難・水位に関するわかりやすい情報の提供
- 提言4 主体的避難の促進
- 提言5 「新たなステージ」に対応した防災・減災のあり方
- 提言6 洪水ハザードマップの見直し

平成27年8月4日付けで雲出川洪水予報連絡会会長（三重四川災害対応連絡会会長）である三重河川国道事務所長より平成27年9月1日から雲出橋観測所の水位が変更される旨が通知される。

変更前水位

区分	水位
計画高水位	6.74m
汚濁危険水位	4.8m
避難判断水位	4.6m
汚濁注意水位	3.7m
水防団待機水位	3.0m



変更後水位

区分	水位
計画高水位	6.74m
汚濁危険水位	5.4m
避難判断水位	5.0m
汚濁注意水位	3.7m
水防団待機水位	3.0m

汚濁危険水位の見直しにより【警戒レベル4】避難指示発令回数は減少するが、発令に至った場合は今まで以上に速やかな避難行動を実践することが必要

■提言内容にしたがった避難判断水位と対象地域を平成27年9月1日より適用開始

※世帯・人口は平成27年当時の数字

【警戒レベル4】避難指示(第1段階)	【警戒レベル4】避難指示(第2段階)	【警戒レベル4】避難指示(第3段階)
2,030世帯 4,639人	1,682世帯 3,800人	2,007世帯 4,923人
雲出地区の一部の自治会(本郷、本郷西町、本郷町ニータン、津グーンヒンチ雲出、ハイティス、本郷北1端、長常、十五所、十五所団地、伊倉津町、長蔵、高峯)桃園地区の一部の自治会(木造)	高茶屋地区の一部の自治会(小森北、ヒューマンタウン高茶屋、町屋、小森南第1、小森上野町)雲出地区の一部の自治会(島貫、殿木、池田)桃園地区の一部の自治会(木造)	香度洲地区の一部の自治会(馬場、高砂、砂原、小松、川原、桜町、稻葉、浜浦)



対象となる地区に一度に避難情報を発令していたものを3段階に分けて発令することに見直し



中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル作成に至る背景

- 河川管理者による洪水予報及び水位周知が実施されない区域では、避難情報を発令する基準となる避難判断水位(特別警戒水位)、氾濫危険水位(危険水位)の設定がない

- 水位の上昇等に伴う避難情報の発令基準が不明確

- 避難情報発令の判断・伝達マニュアルの必要性

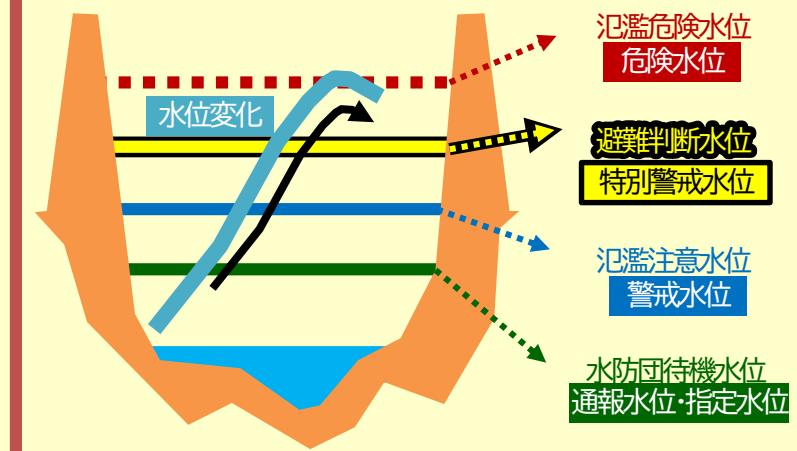
- 洪水予報及び水位周知が実施される区域と同様に、避難情報発令の判断・伝達マニュアルを作成

洪水予報及び水位周知が実施される河川等

- 洪水予報が実施される河川（水防法第10条関係）：雲出川（一志町大仰～海）、雲出古川（雲出川からの分流点～海）
- 水位周知が実施される河川（水防法第13条関係）：波瀬川（一志町井関～雲出川合流点）、岩田川（野田～河口）、相川（久居明神町～河口）など

避難情報の発令の判断基準となる水位の名称

- 氾濫危険水位（危険水位）：堤防を越える洪水となる可能性のある水位
- 避難判断水位（特別警戒水位）：市町長の発令による避難情報発令の目安の一つや、避難等の参考となる水位
- 氾濫注意水位（警戒水位）：水防団が水防活動をする目安となる水位
- 水防団待機水位（通報水位・指定水位）：水防団が招集され、待機する目安となる水位
※ 河川毎ごとに河川管理者（大臣又は都道府県知事）が設定



マニュアル作成のポイント

ポイント①

- ①避難情報の発令を必要とするが、基準が不明確な区域を抽出
- ②各地域で避難情報の発令が必要とされる区域における水位など目安を設置
- ③洪水予報、水位周知が実施される区域と同様に段階的に避難情報の発令ができるよう河川の巡回方法を確立
- ④的確な避難情報の発令を行えるよう各支部との情報伝達ルールの再構築

ポイント②

- ①どんな災害が発生したか？ →過去の記録、地域の高齢者等を調査
- ②どこが危険か？ → 地域住民、自治会長、消防団等への聞き取り
- ③どれだけの水位に達したら危険か？ → 基準点の目視化
- ④水位の確認の方法は？ → 消防団、消防署、総合支所による巡回

6. 防 災

6-(14)-② 中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル②

マニュアルを作成した中小河川



避難情報発令の判断基準点の表示例

河川名	【警戒レベル3】高齢者等避難 【警戒レベル4】困難指標	【警戒レベル4】困難指標 【警戒レベル5】緊急安全確保	開設避難所	避難対象地区 (自治会名)
穴倉川	判断地点:広永橋 判断基準:水位が橋桁の底部から1.0mに達し、さらに水位上昇が見込まれる場合	判断地点:広永橋 判断基準:水位が橋桁の底部から0.5mに達し、さらに水位上昇が見込まれる場合	判断地点:広永橋 判断基準:水位が橋桁の底部に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合、または当該河川において決壊や越流を確認したとき	櫛形小学校 分部(長田、十王、地下、広永、四軒町、向井)、小舟
天神川	判断地点:天神橋上 (三重県[川の防災情報]の高茶屋観測点の水位計) 判断基準:水位が2.0mを示し、さらに水位上昇が見込まれる場合	判断地点:天神橋上 (三重県[川の防災情報]の高茶屋観測点の水位計) 判断基準:水位が2.2mを示し、さらに水位上昇が見込まれる場合	判断地点:天神橋上(三重県[川の防災情報]の高茶屋観測点の水位計) 判断基準:水位が2.4mを示し、さらに水位上昇が見込まれる場合、または当該河川において決壊や越流を確認したとき	桜茶屋、桜茶屋東、ヒューマンタウン高茶屋、小森北、小森南 南郊公民館、高茶屋市民センター、南郊中学校 第1、上野、町屋、城山西、西里ノ上西、西里ノ上北

避難情報の発令チャート



今後のマニュアルの活用と期待される効果

期待される効果

- 洪水予報及び水位周知が実施されない区域において、洪水等から市民の生命と財産を守るために、迅速かつ的確に避難情報の発令が可能
- 判断地点、基準、開設避難所、避難対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めることで、各支部と災害対策本部との情報伝達体制を強化

平成27年8月1日号 広報津より

市長コラム**津市独自の避難基準を定めました**

津市長 前葉 泰幸



8月は、台風による豪雨や局地的な大雨などによる洪水被害が頻発する季節です。

津市を流れる16河川28カ所には水位観測所が設置されており、観測データはリアルタイムで公開されています。このうち、水防法で洪水予報、水位周知を実施する重要河川として指定されている雲出川、安濃川など9河川11カ所の観測所では、管理者である国と県が、過去のデータや科学的なシミュレーション結果に基づく避難判断水位を設定しています。

浸水被害の恐れがあるとき、住民に警戒を呼びかけるのは市町村の役目です。昨年8月、台風11号の襲来により三重県全域に大雨特別警報が発表された際、津市は定められた水位基準に従って10の避難準備情報、7の避難勧告と4の避難指示を発令しました。

一方、水位観測所のない中小河川における避難勧告の発令は各市町村の判断に委ねられています。津市では消防団や地域の自主防災組織などから届けられる現

場情報を基に適時発令しており、台風11号の際は、地元自治会から田中川の水位上昇報告を受け上野地区に避難準備情報の発令を決定するなど、2地点で総合的な状況判断が必要となりました。

このときの経験から、公的な水位データが得られない中小河川においても、独自に基準となる水位の目安を決めておけば、より的確な避難勧告を発令することができるはずだと考えました。

増水しやすい特定地点の水位がどこまで上昇すれば危険なのは、地域住民の方々が一番よくご存じです。市の職員は昨年末から半年かけて自治会長や地元の年長者、消防団員などのもとを訪ね、越水や破堤につながる情報収集に努めました。その結果をもとに天神川、垣内川など15の中小河川の特定地点で、避難が必要となる水位を定め、一目でそれとわかるよう3色のペンキで明示することにしました。青の線まで来たら避難準備情報、黄色の線で避難勧告、さらに赤の線に届けば避難指示を発令します。表示場所は、のり面の3分の2、護岸階段天場から3段目、あるいは、橋桁の底部から0.5mなど、地形に応じてすぐに判別できるよう工夫しました。

津市が発令する避難勧告は、この6月から、新たに定めた基準水位に基づく、よりきめ細かなものとなっています。洪水から身を守るため、ぜひとも早めの避難をお願いします。

河川整備・海岸整備の必要性

- 東日本大震災では、海岸、河川施設が壊滅的な被害を受け、また、近年の台風等による局部的な豪雨は予測の範囲を遥かに超える
- 津市においては、過去に何度も洪水による被害を受けており、地震・津波による浸水被害発生のリスクも非常に高い
- 近い将来発生が懸念される「南海トラフ巨大地震」に備え、命と暮らしを守る河川・海岸堤防のインフラ再構築、頻発する水害対策に重要な河川維持・改修が事前の防災・減災対策となる

三重県に対して次の5項目を要望(H25.5.7)

①河川堤防の老朽化対策

昭和34年の台風災害の復旧で築かれたもので経年による老朽化が激しい。



■要対策箇所32箇所工事実施済(平成29年度末)

②河川堆積土砂のしゅんせつ

土砂の堆積による雑木等の繁茂が水の流れを阻害。



③河川堤防の高さの確保



河川沿線に50cm未満の浸水箇所があり、高潮・津波に対応した堤防高が必要。

※満潮時に、東北地方太平洋沖地震と同等規模の東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合に対する三重県の想定。

④河川改修工事の早期完成

現在事業中の4河川	
相川	ひきてい 引堤
岩田川	ちくていごかん 築堤護岸
安濃川	かどうくつくさく 河道掘削
志登茂川	ひきてい 引堤

市街地の進展等による事業費の膨大化により、事業の進捗に支障をきたしている。

⑤白塚・河芸地域海岸堤防の早期改修

三重県において老朽化調査が実施され、緊急的に補強対策が必要な河芸町上野地区、白塚、栗真地区の7箇所について、H24~25年度に対策が講じられた。しかし、築堤後50年以上が経過しており、抜本的な海岸堤防の早期改修が必要。

6. 防災

6-(16) 河川しゅんせつによる河川水位

河川の水位分析

河川しゅんせつ

平成25年度 波瀬川(国管理) 50,000m³
穴倉川(県管理) 31,000m³

事業効果(雨量と水位の効果)

- ▶ 波瀬川・穴倉川ともに雨量に比し水位は抑えられた。
- ▶ しゅんせつの必要性が数字・安全に表れた結果となった。
- ▶ 波瀬川は、平成26年台風第11号では避難指示に至らなかった。

穴倉川のしゅんせつ

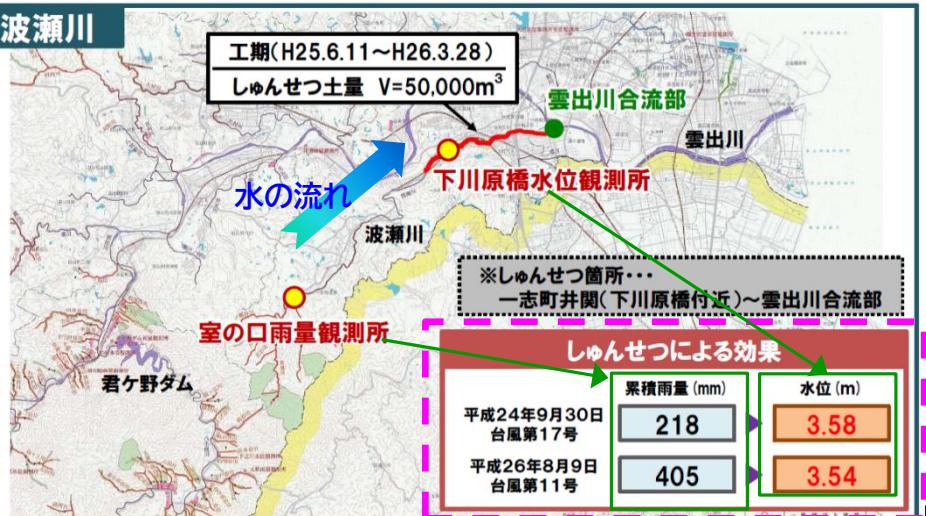
施工前



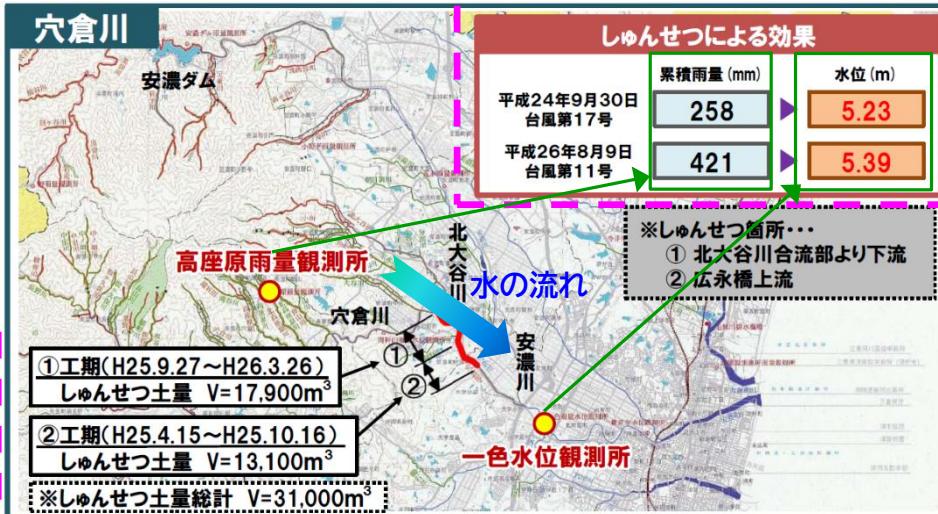
施工後



波瀬川



穴倉川



しゅんせつの効果があり、河川水位を保つことができた

	安濃川	美濃屋川	穴倉川	志登茂川	横川	田中川	中ノ川	岩田川	三泗川	相川	天神川	長野川	柳原川	赤川	垣内川	大村川	弁天川	波瀬川	北大谷川	桂川	八手俣川	神河川	伊勢地川	名張川	八対野川	雲出川	八壺川	三ヶ野川	計
H25	41,600m ³	—	31,000m ³	—	—	400m ³	2,100m ³	—	—	—	—	—	—	—	5,000m ³	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	80,100m ³		
H26	27,800m ³	—	8,870m ³	400m ³	—	380m ³	1,900m ³	230m ³	2,100m ³	—	—	5,300m ³	6,000m ³	1,800m ³	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54,780m ³		
H27	13,600m ³	—	7,400m ³	—	—	2,200m ³	4,100m ³	470m ³	—	—	—	8,400m ³	8,000m ³	—	640m ³	1,130m ³	—	2,400m ³	—	—	—	—	—	—	—	—	48,340m ³		
H28	9,120m ³	—	4,000m ³	—	—	1,000m ³	—	1,230m ³	—	—	—	6,900m ³	5,300m ³	—	—	1,980m ³	—	1,600m ³	—	—	—	—	—	—	—	—	31,130m ³		
H29	33,226m ³	—	2,300m ³	—	—	—	1,300m ³	—	—	—	2,500m ³	4,900m ³	10,000m ³	300m ³	—	790m ³	—	3,900m ³	800m ³	—	1,850m ³	—	—	—	—	—	—	61,986m ³	
H30	32,520m ³	—	3,700m ³	—	—	—	3,320m ³	—	280m ³	—	—	1,500m ³	1,500m ³	6,400m ³	—	1,480m ³	—	—	—	—	—	—	—	—	—	62,803m ³			
R1	12,560m ³	—	1,900m ³	4,700m ³	1,200m ³	2,420m ³	1,800m ³	2,930m ³	—	40m ³	—	6,600m ³	1,300m ³	—	—	1,456m ³	—	—	—	1,941m ³	—	—	—	100m ³	5,543m ³	—			
R2	2,910m ³	160m ³	—	—	1,900m ³	480m ³	—	2,330m ³	870m ³	—	—	19,600m ³	—	—	310m ³	3,300m ³	—	750m ³	—	3,078m ³	740m ³	440m ³	260m ³	—	3,348m ³	—	47,165m ³		
R3	15,310m ³	—	—	—	—	2,134m ³	1,300m ³	2,991m ³	—	—	—	8,300m ³	—	—	170m ³	4,560m ³	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34,765m ³			
R4	1,900m ³	—	540m ³	—	—	2,190m ³	—	2,210m ³	—	—	—	8,200m ³	6,700m ³	—	—	2,100m ³	—	—	320m ³	—	—	—	—	—	410m ³	24,570m ³			
R5	10,298m ³	—	—	—	—	4,800m ³	800m ³	1,700m ³	—	—	—	500m ³	30,000m ³	—	—	—	—	120m ³	—	—	—	—	—	—	—	390m ³	48,608m ³		
R6	23,091m ³	—	—	—	—	3,000m ³	—	1,800m ³	—	140m ³	—	—	14,300m ³	—	—	—	260m ³	—	—	—	2,215m ³	—	—	570m ³	—	4,901m ³	47,377m ³		
計	233,935m ³	160m ³	59,710m ³	5,400m ³	3,100m ³	20,924m ³	13,300m ³	14,871m ³	3,110m ³	40m ³	4,800m ³	14,300m ³	43,700m ³	2,640m ³	640m ³	12,698m ³	9,960m ³	11,870m ³	1,660m ³	320m ³	10,624m ³	740m ³	440m ³	830m ³	100m ³	16,810m ³	410m ³	390m ³	587,480m ³

6.防災 6-(17)-① 避難所の見直し

■指定避難所を災害対策基本法第49条7の規定に基づき指定(令和7年9月1日現在)

▶ 法に基づく指定避難所 法の施行に基づき避難所171施設を指定避難所として指定

■指定避難所の見直し、拡充及び指定内容変更

▶ 指定避難所の見直し

平成25年6月1日

白山地域の避難所及び一時避難場所の見直し

見直し(施設選定)基準

- ①耐震化が完了しているか
- ②各小学校区単位に学校以外の補完施設を選定
- ③市立小・中学校は全て指定
- ④その他、収容可能人数が多い施設を選定

見直しの内容

- ①全ての市立小・中学校を避難所に指定(平時から地域の中での役割の大きい、全ての小・中学校施設を避難所として指定)
- ②市有施設以外の施設を避難所に指定(本市と緊密な関係にある団体が運営(保有)する施設)
- ③白山地域の避難所及び一時避難場所を見直し(これまで公共・民間施設を併せて36施設ある避難所の効率的な配置・運営を図るため、地域住民との協議・調整に基づき見直し)

※ 見直しにより避難所の指定から除外した一部の施設は一時避難場所として、引き続き活用

令和2年9月1日

志登茂川浄化センターを新たに指定避難所として指定、白塚公民館(白塚出張所)を指定避難所から指定解除

令和4年9月1日

津市西部市民センターを新たに指定避難所として指定、神戸出張所 を指定避難所から指定解除

令和6年7月16日

安東出張所を指定避難所から指定解除(安東小学校で収容人数を確保)

令和7年9月1日

三重県立津商業高校を新たに指定避難所として指定、観音寺保育園を指定解除

▶ 指定避難所の追加指定

平成25年5月21日

津市青少年野外活動センターホール

平成28年4月1日

津市雲出地区防災コミュニティセンター

平成26年6月16日

学校法人セントヨゼフ女子学園
(第一体育館・第二体育館)

平成29年5月9日

北口文化会館デイサービスセンター

平成27年3月1日

南が丘会館

令和元年7月1日

殿木集会所

平成27年4月22日

中勢用水中央管理事務所

令和7年9月1日

津市津南防災コミュニティセンター

▶ 指定避難所の指定内容変更による収容人数等の変更

平成27年2月23日

元取公民館(改築の完成に伴う収容人数の変更)

令和7年9月1日

三重県立 津商業高等学校

令和4年11月4日

津市青少年野外活動センター(覚書変更に伴う名称変更及び収容人数の変更)

令和元年10月1日号 広報津より

Vol.89 (2019.10.1)

Mayor's Column

**市民発の津南防災
コミュニティセンター**

津市長 前葉 泰幸



津市が新しい斎場を整備する構想を打ち出したのは平成20年のことです。建設候補地は稼働中の斎場北側の隣接地とされ、周辺環境の整備は地元自治会と協議をしながら進めていくことになりました。古い斎場については、廃止後、その敷地を活用して避難所としても利用できるコミュニティ施設を設置する方針が決定しました。

平成27年、新斎場「いつくしみの杜」^{もり}が開設され旧斎場の解体工事が始まるとき、跡地に計画されたコミュニティ施設の規模や機能についての検討が本格化します。「(仮称)半田防災コミュニティセンター創設推進委員会」が設立され、地域の住民の方々に委員としてご参加いただくことになりました。

第1回会合において、津市は地元からの要望に基づき防災の機能も加味したコミュニティセンターの建設を提案しました。しかし、東日本大震災後、全国的に災害への備えを見直す動きが広まる中で、市民の防災に対する意識はより高いものとなっていました。「南が丘単独の施設としてではなく、修成・育生・藤水地区の住民2万3,000人の避難に対応できるような、大きな視点から整備する施設とすべき」という意見が出されたので

す。その後も会合を重ねるたびに「たとえ地元の要望を受けてつくられる施設であっても地域外の住民の役に立つ機能を備えるべき」という大所高所からの議論が展開されていきました。

こうした住民の声に応え、津市は当初計画の変更を議会に諮ります。旧斎場の敷地2,384m²に加え隣接地1,442m²を購入して49台分の駐車スペースを確保。避難者をさらに西の久居方面へ移送する大型バス等の転回が可能な敷地に拡張とともに、施設の名称も半田から「津南防災コミュニティセンター」と変更し、広域利用にふさわしい防災拠点かつ中継施設として整備することにしたのです。

総事業費4億3,600万円をかけ今年7月にオープンした「津南防災コミュニティセンター」は、約200名の避難者の受け入れが可能な、これまでにないタイプの施設となりました。

天井高4mの大ホールは防災に関する大規模な講習会や災害時に使用する高さ3mのエアーテントの設営訓練にも対応できます。軽スポーツ対応の床板は、硬すぎない材質が避難者の体に優しく冬季の冷え込みを和らげる効果があります。防災倉庫は避難物資や備品を出し入れしやすい屋外からも屋内からも開閉可能な仕様となっており、車止めの無い駐車場は災害時に大型車両の運行拠点となるよう配慮されたものです。

災害に強い津市をつくっていくこうという住民の思いが込められたこの施設。身近で便利なだけではなく、災害時にはしっかりと住民の安全を確保し頼れる場所となるように運営してまいります。

一般の避難所では避難生活に支障が想定される要配慮者を対象に、長期間の避難生活が想定される場合、資格を持った専門職員の配置により安心して避難生活を送ることができる福祉避難所を開設

※要配慮者 ➡ 介助や見守り等の特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦等

一般の避難所での要配慮者の状況を踏まえ、市が福祉避難所の開設を決定

拠点福祉避難所

【一部介助が必要な人】

パーテーション等で間仕切った避難スペースや個室で、資格を持った専門職員の派遣による支援のもと、公共施設を利用して受け入れ

指定福祉避難所

【常時介助が必要な人】

「災害時の福祉避難所に関する協定」を締結している民間の社会福祉施設(60施設)で、特別養護老人ホームや障がい者施設が専門的に受け入れ

垂水地内の「たるみ老人福祉センター」、「たるみ作業所」及び
「たるみ子育て交流館」を拠点福祉避難所として運用

各施設の種別に合わせた
避難者を受入

施設名	主な受入対象となる要配慮者	受入(避難)スペース
たるみ老人福祉センター	高齢者	22スペース(内個室7室)
たるみ作業所	障がい者	15スペース
たるみ子育て交流館	妊産婦、乳児等	16スペース(全て個室)

※避難スペースは、1人当たり最低4m²を確保

6. 防 災 6-(18)-② 福祉避難所②

指定福祉避難所の協定締結状況

1 老人福祉施設

事業所名	所在地
特別養護老人ホーム 28施設	
特別養護老人ホーム ハートヒルかわげ	河芸町浜田860番地
特別養護老人ホーム 青松園	高洲町15番43号
特別養護老人ホーム 報徳園	河辺町1317番地1
特別養護老人ホーム 慈宗院	片田長谷町167番地1
特別養護老人ホーム 豊野みかんの里	一身田豊野1659番地
特別養護老人ホーム 高田光寿園	大里野田町1124番地1
特別養護老人ホーム フルハウス	香良洲町1990番地
特別養護老人ホーム 第二フルハウス	香良洲町3952番地1
特別養護老人ホーム シルバーケア豊壽園	高茶屋小森町4152番地
特別養護老人ホーム 泉園	野田2059番地
特別養護老人ホーム ライフかざはや	戸木町4169番地4
特別養護老人ホーム 楠原陽光苑	楠原町5684番地
特別養護老人ホーム 美里ヒルズ	美里町三郷430番地
特別養護老人ホーム げいのう逢春園	芸濃町棕本5310番地1
特別養護老人ホーム 明合乃里	安濃町田端上野970番地3
特別養護老人ホーム きずな	白山町二本木1163番地
特別養護老人ホーム みえ愛の里	雲出本郷町2128番地
しおりの里 広域型特別養護老人ホーム	野田2035番地2
(地域密着型)しおりの里 特別養護老人ホーム	野田2035番地2
(地域密着型)特別養護老人ホーム 安濃津愛の里	安濃町妙法寺丸岡727番地
特別養護老人ホーム 安濃聖母の家	安濃町今徳81番地2
特別養護老人ホーム 千年希望の杜 美杉	美杉町八知729番地1
特別養護老人ホーム アガペーホーム	豊が丘五丁目47番8号
特別養護老人ホーム 津の街	一身田平野726番地6
特別養護老人ホーム 優美	白山町二本木4009番地3
特別養護老人ホーム カサデマドレ	安濃町戸島569番地3
特別養護老人ホーム グリーンヒル	緑が丘一丁目1番地2
特別養護老人ホーム ときの音色	中村町745番地25
養護老人ホーム 2施設	
養護老人ホーム高田慈光院	大里野田町1124番地1
養護老人ホーム青松園	高洲町15番43号
軽費老人ホーム 1施設	
軽費老人ホーム安濃聖母の家	安濃町妙法寺892番地
ケアハウス 7施設	
ベタニヤハウス	豊が丘五丁目47-6
高田ケアハウス	一身田町261番地2
ケアハウスシルバーケア豊壽園	高茶屋小森上野町737番地
かざはや苑	戸木町4170番地2
グリーンヒルかわげ	河芸町浜田860番地
花紬	芸濃町棕本3805番地2
ケアハウスしおりの里	野田2033番地1

計22法人 38施設

平成24年2月16日締結【51施設】、平成24年6月1日締結【1施設】、
平成25年3月1日締結【1施設】、平成28年8月1日締結【4施設】、
平成31年1月1日締結【1施設】、令和3年7月1日締結【1施設】、
令和5年9月1日締結【1施設】

2 老人保健施設

事業所名	所在地
老人保健施設 11施設	
老人保健施設 いこいの森	河芸町東千里3番地1
津老人保健施設 アルカディア	乙部11番5号
介護老人保健施設 トマト	殿村860番地2
地域総合ケアセンター津介護老人保健施設 シルバーケア豊壽園	高茶屋小森上野町737番地
芹の里 介護老人保健施設	久居井戸山町759番地7
萩の原 老人保健施設	久居井戸山町759番地
介護老人保健施設 さくら苑	楠原町5630番地
老人保健施設 ロマン	芸濃町棕本6176番地
介護老人保健施設 あのう	安濃町東觀音寺353番地
介護老人保健施設 万葉の里	一志町高野236番地5
介護老人保健施設 つづじの里	白山町二本木1163番地

計10法人 11施設

3 障がい者支援施設

事業所名	所在地
障がい者支援施設(主に身体) 1施設	
障害者支援施設聖マッテヤ心豊苑	産品732番地1
障がい者支援施設(主に知的) 9施設	
障害者支援施設まもり苑	安濃町今徳247番地
三重県いなば園すぎのき寮	稻葉町3989番地
三重県いなば園かしのき寮	稻葉町3989番地
三重県いなば園もみのき寮	稻葉町3989番地
三重県いなば園くすのき寮	稻葉町3989番地
障害者支援施設津長谷山学園	片田長谷町226番地
障害者支援施設長谷山寮	片田長谷町140番地16
障害者支援施設力ザハヤ園	戸木町4169番地8
城山れんげの里	城山一丁目12番2号
障がい者支援施設(主に精神) 1施設	
朝海ハイム	城山一丁目8番16号

計7法人 11施設

老人福祉施設38施設、老人保健施設11施設、
障がい者支援施設11施設 計60施設

■土砂災害避難施設等指定事業(平成27年10月1日から開始)

○土砂災害避難施設等指定事業

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の影響範囲内に所在する指定避難所の代替施設として、土砂災害の危険がない区域に所在する民間等の建物を土砂災害時の指定避難所の代替施設として指定し、土砂災害を受ける可能性が高い場合又は土砂災害を受けるおそれがある場合等に地域住民が一時的に安全に避難できる建物を土砂災害避難施設及び土砂災害協力施設として確保するものです。

土砂災害避難施設等の対象となる建物

1 土砂災害避難施設

- (1) 警戒区域等及び土砂災害危険箇所の範囲外でその周辺等に所在する建物であること。
- (2) 有効的な避難スペース及び有効的な避難スペースまでの有効な避難経路を有する建物であること。
- (3) 浸水及び暴風により構造耐力上支障のある事態を生じない構造の建物であること。
- (4) 日常的に使用され、又は管理されている建物であること。
- (5) 指定避難所として指定されていない建物であること。
- (6) いつでも避難できる建物であること。

2 土砂災害避難協力施設

- (1)～(5) 上記1に同じ
- (6) 所有者又は管理者が認める日時に限り避難することができる建物であること。



どしゃさいがいひなんしせつ
土砂災害避難施設

Landslide disaster evacuation facility
Refúgio em caso de deslizamento de terras
Refugio en caso de deslizamiento de tierras
土砂災害避難施設

※ここは、土砂災害時に緊急的に避難する建物です。

問い合わせ先 059-229-3104 津市

(土砂災害避難施設の標識)

土砂災害避難施設指定状況一覧(令和7年9月1日現在)

番号	施設名	所在地
1	美杉ゴルフ俱楽部ロッヂ	津市美杉町下多気3437-34
2	町屋公民館	津市美杉町上多気1330
3	雲林院福祉会館	津市芸濃町雲林院1019
4	天理教國司分教会	津市美杉町丹生俣783-1
5	中俣集会所	津市美杉町丹生俣783-3
6	浄土宗高巖寺	津市美杉町川上3383
7	北長野林業者等休養福祉施設	津市美里町北長野1544-2
8	上太郎生西地区農業集落多目的集会所	津市美杉町太郎生739-1
9	下前戸集会所	津市美杉町石名原1895-1

6. 防 災 6 –(20) 津市防災物流施設の整備

■施設の機能

津市防災物流施設は、近隣に位置する伊倉津地区公共心頭及び伊勢湾ヘリポートの機能を活用して、災害時の生活物資の緊急輸送、被災者救護などの拠点として活用するとともに、津波避難ビル、指定避難所としても利用できる施設です。

また、3階は津市雲出地区防災コミュニティセンターとして、平常時には防災学習や地域活動などに利用できます。



屋上	津波避難ビル (災害時)	● 津波発生時における一時的な避難場所として利用
3階	指定避難所、 津波避難ビル (災害時)	● 災害時には一時的な津波避難場所又は指定避難所として利用
	研修室1、2 会議室1、2 (平常時)	● 防災意識の普及・啓発を図るとともに地域住民の防災等に係る活動の場として活用
2階	被災者救護等 対策室	● 迅速な被救護者の救出・搬送等に係る連絡調整等の拠点
	被災者救護等 対策室(物資庫)	● 救護等に必要な物資等を配置輸送するなど、空路等による被災者救護等の拠点
1階	緊急物資 一時保管倉庫	● 海路や空路により届けられた緊急物資等を一時的に集約 ● 荷捌きを行い、市内の各被災地域等への配送等を行う拠点として活用

所在地

津市雲出伊倉津町792番地1

構 造

敷地面積 3,125.52m²
建築面積 841.68m²
延床面積 1,815.36m²

事業費

5億7,941万円
【内訳】
用地費 4,052万円
造成費 4,893万円
建築費 4億4,776万円
その他 4,220万円

社会資本整備総合交付金、
合併特例事業債充当



■津波避難ビルとしての活用

津波浸水想定

平成25年度 三重県想定(理論上最大)
最大浸水深 2m~5m(建築地 3.1m)

建築地における標高など

盛土で嵩上げすることにより津波浸水対策

地面高 : 2.00m
(盛土・舗装 : 1.72m)
標 高 : 0.28m

3階・屋上を津波避難ビルとして指定

最大浸水深 5.00m
3.10m

地面高 2.00m

標高 0.28m



応援・協力協定の協定数と団体数

	協定数	団体数※1
東日本大震災発生以前	31	84
東日本大震災発生以後	111	293
合計	142	377

※1: 団体数は、1団体が複数の協定を締結している場合でも1としてカウントしています。

令和7年12月1日現在

分野	協定数	団体数※2	応援・協力内容
国、県、市町村等相互応援	14	153	他市町村等との相互応援
物資の調達及び供給支援	21	21	食料品や飲料水、日用品等の供給等
資機材等調達及び供給支援	16	17	仮設トイレ、照明機器等の供給等
物資輸送・物資拠点の運営等支援	9	10	物資輸送・運搬、輸送車両提供等
医療・救護支援	5	5	応急救護手当、医薬品の供給等
災害・復旧・応援支援	25	76	ライフライン及び施設の復旧等
要援護者・帰宅困難者支援	7	66	要援護者・帰宅困難者支援等
避難施設(津波避難ビル、土砂災害避難施設等)	12	87	津波・土砂災害避難施設の提供等
葬祭業務支援	9	9	葬祭用品の協力等
広報・報道・情報収集・発信支援等	10	10	災害情報の収集・発信等
水道・地下水・生活用水支援等	7	39	地下水の供給、水道の応急復旧作業等
その他	7	7	
合計	142	500	

※2:団体数は、延べ数としています。

6. 防 災 6-(22) 地域防災

■地域防災力強化推進補助金(平成26.4.1開始)

【事業費】

平成26年度 1,630万1,300円(298件) 令和2年度 1,516万 300円(275件)
平成27年度 1,593万3,400円(307件) 令和3年度 1,489万8,300円(266件)
平成28年度 1,676万8,500円(321件) 令和4年度 1,523万 100円(276件)
平成29年度 1,621万3,400円(312件) 令和5年度 1,575万6,200円(283件)
平成30年度 1,528万6,700円(293件) 令和6年度 1,607万4,800円(264件)
令和元年度 1,682万9,000円(301件) 令和7年度 1,650万8,700円(249件)

・地域防災力の更なる向上を図るため、**自主防災会**が行う防災活動に要する費用に対する**財政支援**を実施。

■防災情報メール多言語版を配信(H24.6.1開始)

【事業費】システム構築:186万9,000円
運用業務費:24万2,000円／令和8年2月末まで

・外国人の皆さんにも活用いただけるよう、これまで日本語のみで配信していた防災情報メールの多言語版の配信を開始。

【配信している言語】

「英語」、「ポルトガル語」、「スペイン語」、「タガログ語」、「中国語」のほか、外国人にも分かりやすい「やさしい日本語」



■津市防災アドバイザー制度の創設(H24.8.1)

・災害への事前対策や発生時の対応等について、専門的立場から協力・助言を受けるため、外部の有識者を登用する制度を創設。

(平成24年9月1日から1名、平成27年11月25日から1名の計2名を委嘱)

■津市防災会議構成機関の見直し

- ・津市地域防災計画に多様な意見が反映できるように、津市防災会議の構成機関を見直し、災害医療体制の更なる充実や避難所における感染症対策等を専門とする委員を委嘱。
- ・男女共同参画の視点からの災害対応を行うため、女性委員の割合を増加。

■防災物流施設の整備(H28.4.1供用開始)

【事業費】5億7,941万円

- ・大規模災害時における緊急物資の受入・配送を円滑に行うための防災物流施設を雲出伊倉津地内に整備。
平成24年度:用地測量
平成25年度:施設及び道路等の設計、地質調査等の実施
平成26年度:用地買収及び造成・道路改良工事
平成27年度:建築工事

■災害時協力井戸登録制度の創設

- ・災害時における市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的に、災害時に供給が困難となるおそれがある生活用水(トイレ、洗濯等の日常生活に使用する水)を確保するための井戸を「災害時協力井戸」として公募、登録を行う制度を創設。(平成25年11月18日から公募開始)

登録件数:182件
(令和7年12月1日現在)

津市ホームページにて災害時協力井戸マップを公開中



■小学校等の受水槽に蛇口を設置(三重県初)

- ・大規模災害時における市民の飲料水を確保することを目的に、身近な避難場所である各小学校等の受水槽に蛇口を5カ所設置(受水槽のない学校や構造上の問題で設置ができない学校(計6校)は別途代替措置)。

蛇口設置箇所数 45箇所(令和7年9月1日現在)

6. 防 災 6-(23)-① 令和6年能登半島地震への支援

人
的
支
援

緊急消防援助隊

期間	人数	派遣先
1月10日(水)～1月19日(金)	63名	石川県輪島市

応急給水

期間	人数	派遣先
1月13日(土)～1月20日(土)	4名	石川県七尾市
2月6日(火)～2月13日(火)	4名	石川県七尾市
3月7日(木)～3月14日(木)	3名	石川県七尾市
4月24日(水)～5月1日(水)	3名	石川県鳳珠郡能登町

被災建築物応急危険度判定士

期間	人数	派遣先
1月4日(木)～1月8日(月)	2名	石川県羽咋市・中能登町
1月13日(土)～1月17日(水)	2名	石川県穴水町

対口支援(輪島市)

期間	人数	活動内容
1月10日(水)～3月24日(日)	35名	
4月7日(日)～5月3日(金)	12名	
5月5日(日)～5月27日(月)	8名	避難所運営

下水道施設の復旧

期間	人数	派遣先
1月12日(金)～1月22日(月)	2名	
1月29日(月)～2月2日(金)	2名	石川県能美市

輪島市災害対策本部

期間	人数	活動内容
2月1日(木)～2月9日(金)	1名	災害対策本部の支援

保健師

期間	人数	派遣先
3月2日(土)～3月7日(木)	1名	石川県輪島市

住家被害認定調査		
期間	人数	派遣先
4月15日(月)～4月21日(日)	1名	石川県輪島市
4月23日(火)～4月29日(月)	1名	
5月1日(水)～5月11日(土)	4名	
5月13日(月)～5月23日(木)	4名	
5月25日(土)～6月1日(土)	3名	
被災家屋・建物の公費解体に係る業務支援		
期間	人数	派遣先
2月19日(月)～2月25日(日)	1名	石川県輪島市
3月4日(月)～3月10日(日)	1名	
5月3日(金)～5月11日(土)	1名	
6月8日(土)～6月15日(土)	1名	
9月1日(日)～9月7日(土)	1名	
10月27日(日)～11月2日(土)	1名	
11月24日(日)～11月30日(土)	1名	
被災した学校の支援		
期間	人数	派遣先
3月5日(火)～3月11日(月)	1名	石川県輪島市立小・中学校
3月25日(月)～3月31日(日)	1名	
浄化槽の復旧		
期間	人数	派遣先
5月21日(火)～5月26日(日)	1名	石川県輪島市
支援物資		支援先
ブルーシート 200枚		石川県七尾市



被災地支援

令和6年能登半島地震



令和6年1月1日に石川県能登地方で発生した能登半島地震において、各方面からの要請を受け、津市は救急救助活動や給水活動、避難所運営など、さまざまな被災地支援活動を行っています。今後も各機関と調整し、復興に向けて必要な支援を継続します。

津市の支援

1月1日
緊急消防救援隊の出動準備体制を構築

1月1日

地震発生

1月4日～8日、1月13日～17日
被災建築物応急危険度判定活動
羽咋市、中能登町、穴水町に応急危険度判定士を各2人派遣



第1次緊急消防救援隊(21人)の出動



活動方針を決める小隊会議



火災現場での活動(能登市河井町)



土砂災害現場での活動(輪島市打越町)



防災水槽の設置・運営活動(輪島市穴水町)

1月10日～19日
緊急消防救援隊による救急救助活動
輪島市に計63人を派遣し、救急救助活動に従事

1月5日～
義援金箱の設置
市本庁舎や各総合支所など63カ所に設置

1月10日～
市営住宅の提供
被災者へ市営住宅26戸の無償提供を開始

1月10日～
避難所運営活動
輪島市に市職員53人を派遣(予定を含む)

1月12日～
下水道施設復旧活動
能美市に市職員4人を派遣

1月12日～22日、1月29日～2月2日
物資の提供
七尾市にブルーシート200枚を提供

1月14日
七尾市に市職員1人を派遣

1月13日～20日、2月6日～13日、3月1日～8日
応急給水活動
七尾市に市職員12人を派遣(予定を含む)

2月1日～
災害対策本部支援活動
輪島市に市職員1人を派遣

3月2日～7日
保健師の派遣
輪島市に保健師1人を派遣予定

※派遣人数は2月9日時点

派遣職員の声で前進する 津市の防災対策



第1次緊急消防救援隊として
石川県輪島市で支援活動に従事した津市消防職員

津市防災サイトで、最寄りの避難所やハザードマップ、災害時の行動について確認しましょう →

津市では、避難所運営や被災地調査、救急の現場で活動した職員の報告などによる課題を反映し、次のとおり地域防災計画の見直しを行っています。皆さんも、もしもの時に備え、防災や避難に関する知識・行動をご確認ください。

- 1 道路の損壊や渋滞に伴う緊急車両の到着の遅延
 - 2 孤立集落への救援・支援物資などの配送が困難
 - 3 広範囲における断水の長期化
 - 4 木造住宅を中心とした建物の倒壊
- 被災状況の把握と迂回ルートの確保に努め、交通規制を実施するなどして、その情報を迅速に実働部隊へ伝達
- 被災時のバックアップ機能の強化、老朽化した管路の耐震化など
- 住宅の耐震、家具等転倒防止対策の推進など



令和6年3月1日号 広報津より

Vol. 140 (2024.3.1)
Mayor's Column

**市長
コラム**

**大規模災害発生時に
まず行政がすべきこと**

津市長 前葉 泰幸



能登半島地震で被災された皆さんに心からお見舞い申し上げます。被災地へは、津市から消防、給水、避難所運営、被災建築物応急危険度判定、下水道など、1月中だけで84人の職員を派遣しました。今後も必要な支援を続けてまいります。

■支援を受け入れるために必要なこと

甚大な被害により交通網が寸断され、現場にたどり着くまで難渋を極めた職員たちからの報告は南海トラフ地震発生時に通じる課題を浮き彫りにしました。

何より重要なのは、まち全体が壊滅的な被害を受けた場合でも行政機能を存続させ、支援の受け入れ体制を迅速に構築することです。そこで、1月末に開催した津市防災会議で「津市地域防災計画」に能登半島地震の課題を踏まえた修正を加えることを決定し、来年度予算案に支援に重点を置いた訓練を実施し耐震化を促進する経費を盛り込みました。

■課題1 緊急車両の通行確保

緊急消防援助隊三重県大隊の中核をなす津市消防は、地震発生直後から出動準備体制をとり、消防庁長官からの出動指示を受け、10日午前2時、6隊21人が石川県輪島市に向けて出発しました。

道中、輪島消防署での救急体制ひつ迫の報を受け先行した救急小隊は午後7時に現地に入ると同時に避難所の急病人などの救急搬送に従事し、後着した大型特殊車両の救助・消火小隊は11日から輪島朝市の大規模火災現場などで人命検索や安否不明者の捜索活動を実施するなど、2次隊、3次隊と入れ替わりながら19日まで活動しました。

隊員たちが最ももどかしく感じたのは、穴水町から輪島市までの19km区間で大渋滞に巻き込まれ、到着まで3時間を要したことでした。唯一のアクセスルートである県道は、沿道建築物の倒壊や土砂崩れなどで道路の片側がつぶれている箇所がいくつもあり、被災地に向かう多くの緊急車両と避難する対向車が交錯したことがその原因です。

津市は南北に高速道路と国道23号と中勢バイパスが走り、東西に3本の国道がつながります。受援の際には複数の進出ルートを設定することが可能ですが、大規模災害発生時には道路の被災状況に応じた一方通行などの交通規制や緊急車両を優先通行させる措置をどこでいつ講ずるのかを事前にさらに詳しく決めておかねば、混乱する現場からの限定的な情報をもとに適切な対応をとることは困難です。

そこで、道路管理者(国・県・市)、交通規制当局(県警)と、部隊や車両のオペレーションを行う消防・警察・自衛隊とご参考願い、緊急車両が円滑に通行できるよう道路管理と交通規制の手法を時系列に沿ったタイムライン方式で定める「災害緊急車両通行ルート確保検証」を実施することとし、5月に図上訓練を行ったうえで、11月の総合防災訓練で実行する計画です。

■課題2 断水への対応

給水車の応援派遣の順番は輪番表で定められています。1月2日、能登半島に向け第1次隊が出発し、三重県は主に七尾市において応急給水活動を続けていますが、14日に現地入りした津市の給水車が指定された注水ポイントは七尾港に接岸した海上保安庁の巡視船でした。

災害に備え、津市は市民への給水用に小学校の受水槽の下部に5つの蛇口を取り付け、給水車は配水池での補給と受水槽への給水に専念する効率的な運用を企図していますが、今後は、配水池が被災し、給水車の応援を求める事態にも備えることとします。着岸地点や給水車進入路の設定などの判断や段取りも訓練内容に織り込みます。

能登半島の断水が広範囲で起き長期化している理由として老朽化が進む水道管の耐震化が進んでいなかったことなどが挙げられています。津市における水道管の耐震化率は65.8%。今年度からの5年間で60億円を投じる計画のもと耐震管への布設替えを進めており、来年度予算案の老朽管更新事業は前年度比88.5%増の18.5億円としました。

■課題3 建築物の耐震化

被災地で応急危険度判定の業務に携わった職員が帰庁して日々に訴えるのが、倒壊した建築物の割合の大きさです。住宅の耐震化率は輪島市で46%と耐震改修があまり進んでいなかったことが被害の拡大に影響したものと考えられます。

津市の耐震化率は85.5%。三重県全体の84.9%を上回るもの、全国平均の87%には達していません。津市では昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震診断を無料で行っており、耐震補強工事には最高100万円の補助金を支給する制度もあります。来年度予算案では木造住宅の耐震化を促進する補助金等を今年度より1,507万円増額し、8,677万円としました。

■初動対応の重要性

大規模災害の発生時にはあらかじめ定められた制度や取り決めが自動的に発動され、緊急消防救助隊、警察災害派遣隊、自衛隊などの即応部隊が全国から次々と投入されます。

支援を受ける側の災害対策本部が、災害の全体像をいち早く把握し、派遣される支援部隊を必要な場所に集中的に投じることが、多くの命を救い、被害を最小限にとどめることにつながります。ブッシュ型で送り込まれてくる支援物資を避難所まで確実に届けることで、身を寄せた被災者の不安が和らぎ、心身の消耗が軽減されます。

南海トラフ地震は、当地にも大きな被害をもたらすことが危惧されています。大規模災害への備えが着実なものとなるよう準備を整え訓練を重ね、災害対策本部長としての務めを果たしてまいります。

6. 防 災 6-(24)-① 津市災害時受援計画

津市災害時受援計画(令和7年2月修正)の概要

大規模災害が発生した際に、あらかじめ応援を必要とする業務や受入体制などを具体的に定めておくことにより、災害時に外部からの応援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用して、早期復旧を図ることを目的に、平成31年3月に津市災害時受援計画を策定。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、道路の寸断等により、派遣部隊が被災現場に到着できなかったという教訓を踏まえ、本計画の全体構成を見直すとともに、救助関係機関等の受け入れに関する計画を中心に大幅な見直しを行った。

【受援計画の見直しのポイント】①救助活動拠点及び救出救助重点地域の選定 ②救助関係機関等との連携体制の整理 ③受援対象業務の具体化

①救助活動拠点及び救出救助重点地域の選定

三重県広域受援計画に基づき、「進出・救助活動拠点」を選定。被害想定に基づき、地震・津波により特に甚大な被害が予想される沿岸部の区域を活動区域選定の参考とするため「救出救助重点地域」として選定。

進出・救助活動拠点

	施設名	自衛隊	警察	消防
進出拠点	安濃SA(下り線)	○	○	○
	安濃SA(上り線)	○	○	
	名阪関ドライブイン			○
救助活動拠点	津市産業・スポーツセンター	○	○	
	安濃中央総合公園	○	○	
	HOWAパーク	○	○	○
	町民の森公園	○		
	北部運動広場			○
	北消防署			○
	白山総合文化センター			○
	津市モーターボート競走場			○
	道の駅美杉			○

救出救助重点地域

地域名	主な地区名
河芸地域	豊津、上野、千里ヶ丘、黒田
津地域	一身田・大里地区 橋北・西郊(北部)地区 西橋内・敬和地区 橋南・西郊(南部)地区 南郊地区
香良洲地域	高茶屋、雲出
久居地域	香良洲全域 桃園

②救助関係機関等との連携体制の整理

各救助関係機関による活動が円滑に実施できるよう、国・県の対策を踏まえて策定した「津市道路啓開計画」に基づく優先啓開ルートを決定したうえ、緊急車両を通すための道路啓開活動を規定する等、各機関との連携体制を整理。

優先啓開ルート

救急想定ルート	受援想定ルート
各消防署から救出救助重点地域までの道路や自衛隊、警察、消防、医療機関の周辺道路など	広域応援部隊の進出拠点から救助活動拠点までの道路

③受援対象業務の具体化

- ◆ 救助関係機関等を円滑に受け入れ、効果的な受援業務が実施できるよう、全体の流れを可視化
- ◆ 初動(12時間以内)から支援活動及び調整(72時間越)までの受援対象業務を段階的にフローチャート化

受援フローチャート(自衛隊の例)



くしの歯ルート

伊勢自動車道、国道23号中勢バイパスから、沿岸部に伸びる県道や市道と沿岸沿いの国道23号などを、受援・救急ルートの確保に向けて切り開くルート

三重県緊急輸送道路
伊勢自動車道、国道23号・165号、中勢バイパスなどの一般国道と、これらを連絡する県道などの幹線道路等と地方公共団体の庁舎等とつなぐ道路



くしの歯ルートと三重県緊急輸送道路

ネットワークをもとに津市が作成

進出拠点(三重県広域受援計画)

県外からの自衛隊、警察、消防等の広域応援部隊が、活動のために進出する拠点

進出拠点(津市広域消防受援計画)

県内の消防機関が、活動のために進出する拠点

救助活動拠点(三重県広域受援計画)

広域応援部隊等が部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給などを行う拠点

令和6年9月1日号 広報津より

Vol.146(2024.9.1)
Mayor's Column
市長
コラム

能登半島地震の教訓を 受援に生かす

津市長 前葉 泰幸



緊急輸送道路の確保と被災情報の収集に努める必要があります。

■受援計画を見直す

平成28年の熊本地震、30年の7月豪雨を受け、津市は平成31年3月に「津市災害時受援計画」を策定しましたが、能登半島地震での教訓を基に、さらに実効性のある計画とするべく、今年度、災害時の受援体制の整備に全庁挙げて取り組む方針を定め、行動を開始しました。

■応援部隊の気づきに学ぶ

まずは、応援部隊が円滑に救援活動を行うために津市がなすべき対応を検討しようと、能登半島の被災地に赴いた消防、警察、自衛隊の実際の活動内容を伺う市職員向け災害対応研修会を4月に実施しました。

現地で指揮を執った3人の研修講師が異口同音に指摘したのは、被災地の災害対策本部と派遣部隊との情報共有の難しさです。

「三重県大隊と他機関の安否情報に齟齬があつた。」(消防)、「警察、消防、自衛隊が同じ場所で安否不明者の捜索に当たるなど活動が重複する場面があつた。」(警察)、「被害状況や他県からの支援状況を共有するための災害対策会議の開催が遅れた。」(自衛隊)といった発言からは、現場の状況把握や部隊展開の作戦構築が思うようにできなかつたもどかしさが伝わってきました。

■課題山積となった災害対策図上訓練

初動段階で被災自治体が地元防災関係機関と連携し、被害情報を集約し共有する体制を構築してこそ、到着した応援部隊に選別した情報を提供し、効果的な救助活動を要請することが可能になります。

そこで、令和6年度の災害対策図上訓練は、初めて受援体制の構築をテーマに実施し、受援計画修正案の実効性を確認することにしました。

5月に行った訓練の参加者は、津市職員110人と警察、自衛隊、県の関係機関からの12人。これまで地域防災計画やマニュアルに沿って自らの役割を確認していくものでしたが、今回は依るべきものもなく、手探りで次の行動を考え、選択し、軌道修正するという、極めて厳しい実践訓練となりました。

想定は南海トラフ地震発生後12時間が経過し津波警報が解除された午前9時から11時までの2時間。土砂崩れ

や家屋倒壊などによる人命救助要請、道路損壊や落橋、断水の発生と汚水処理の停止、避難所からの救援物資調達依頼、拠点医療機関のライフライン寸断や救護対応が可能な医療機関情報など143件の通報や問い合わせがコントローラー(統制役)から関係各部に間断なく付与され、リエゾン(橋渡し役)からは派遣されてくる応援部隊の状況が刻々と伝えられました。

担当部門は3分から5分おきに入ってくる情報をそれぞれ地図やホワイトボード、災害情報管理システムに落とし込みながら対処しましたが、各部の通報内容の集約方法に統一性を欠き、被災情報の共有が思うに任せぬ状態で訓練開始から30分後のリエゾンとの調整会議に臨むことになり、応援部隊をどこにどう展開するかについての判断ができませんでした。開始1時間半後に招集した災害対策本部会議では、到着した消防、警察、自衛隊の活動区域を津市北部、中部、南部と区分して引き込むことには成功したものの、部隊進行のための道路啓開の状況の把握が不十分で救助活動の方針が立てられるだけの被災情報が提供できたとは言い難い結果となりました。

川口淳・三重大学教授の訓練講評は手厳しいものでした。①課題は情報の有効活用。集約した情報の一元的な分析・整理ができるおらず、各機関が総合的な判断に使いづらい。②救助部隊に対し、「どこに」「どのくらいの規模で」といった具体的な調整ができていなかった。情報が不足し錯綜する中では、予測される被害想定と実情報を重ね合わせながら分析し、見積もる必要がある。③本部会議がより機能するために、本部に情報を上げて現状の課題と対応策を立てられるようにすることが重要、との指摘を受けました。

■真に機能する受援計画づくり

図上訓練で明らかになった多くの課題を受援計画に反映させるべく、津市は災害時の具体的な局面における選択肢や判断基準などを詰める作業を進めています。他の自治体の受援計画に参考となる事例は見当たらない革新的な取り組みゆえ、試行錯誤を重ねながらも来月には修正案を固める予定です。

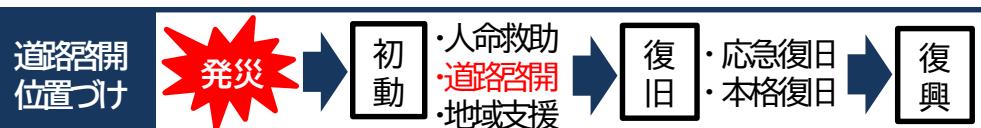
11月に実施する総合防災訓練では、修正内容に従った訓練を実施し、その検証結果を基に新しい津市受援計画を作り上げていきたいと考えています。これまでにない強力な受援体制を構築し、南海トラフ地震や巨大台風・豪雨に備え、全力で災害応急対策を整えてまいります。

6. 防 災 6-(24)-③ 津市道路啓開計画

津市道路啓開計画(令和7年2月策定)の概要

令和6年1月に発生した能登半島地震での教訓を踏まえ、近い将来発生が予測されている南海トラフ地震を含む大規模災害が発生した際に、負傷者の救助や被災者に緊急物資を届ける緊急車両等が通行するルートを早急に確保するため、発災後的第一局面において、負傷者の救命・救急活動や消防活動を円滑かつ迅速に実施できるよう事前に定めた「救急想定ルート」や「受援想定ルート」を定義したほか、道路啓開の作業手順等を事前に定めた。

想定被害
理論上最大クラスの
南海トラフ地震
(マグニチュード9.0)



※道路啓開とは、道路本体の損傷、道路上の崩落土、建物などのガレキ、路上車両などの交通障害物により塞がれた道路を切り開き、緊急車両等の通行を確保すること。

優先啓開ルートの選定

**基
本**

くしの歯ルート、
三重県緊急輸送
道路と主要な防
災拠点等を連絡
する道路、孤立
集落を解消する
道路等を選定し
順次開設



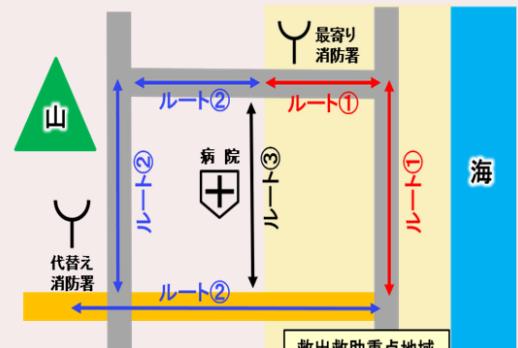
広域応援部隊受入れ
までの間に優先する
啓開ルートを選定

救急想定ルート

受援想定ルート

救急想定ルート

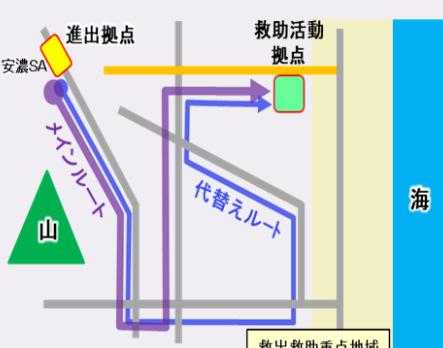
発災後の第1局面において、負傷者の救命救急活動や消防活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、各消防署から救出救助重点地域へのルートを事前に定めたもの



- ルート①(最寄り消防署からのルート)
- ルート②(最寄り消防署が浸水した場合の代替え消防署からのルート)
- ルート③(医療機関周辺のルート)

受援想定ルート

広域応援部隊が本市到着後即座に活動可能となるよう、自衛隊、警察、消防の各進出拠点から救助活動拠点候補地までのルートを事前に定めたもの



- メインルート(最も行きやすいと思われるルート)
- 代替えルート(メインルートが使えない場合のルート)

【凡例】

くしの歯ルート

三重県緊急輸送道路

指揮系統

津市災害対策本部

リエゾン
(消防・警察・自衛隊)

拠点事務所
(三重河川国道事務所)

道路管理者(国・県・津市)

拠点事務所に参集した国・県・津市の三者で
道路啓開ルートを決定し、国道・県道・市道
の一体的な道路啓開を建設業協会へ指示

建設業協会(津・一志支部)

現場

道路啓開のタイムライン



令和6年12月1日号 広報津より

Vol.149(2024.12.1)

Mayor's Column



命を救う車両を 前進させるために

津市長 前葉 泰幸



■道路啓開とは

大規模な地震が発生すると、沿道の倒壊家屋、津波で漂着したがれきや放置車両が道路を塞ぎ、橋梁等の道路構造物が大きく損傷するなど、救助活動に支障を来すことが想定されます。

路面を覆う障害物を路肩に寄せ、簡易な段差補修を行なうなど最小限の処理で道を切り開き、緊急車両が通れるようにする作業が道路啓開です。

■東日本大震災の経験を南海トラフに活かす

津波により沿岸部に甚大な被害が生じた東日本大震災では、発生直後に立案され実行に移された道路啓開「くしの歯作戦」により、震災翌日には、太平洋沿岸の主要都市へのアクセスルートが確保され、その重要性が大きく認識されることとなりました。

国は直ちに、南海トラフを震源とする巨大地震の発生が懸念される中部地方における道路啓開オペレーション計画を策定し、「中部版くしの歯作戦」として毎年改定を重ねています。

■国が指定する津市域の啓開対象道路

三重県においては、くしの軸に例えられるSTEP 1で、比較的被害が少ないと想定される内陸部を南北に走る高規格幹線道路、直轄国道が広域支援受け入れルートとして確保されます。津市域では伊勢自動車道と国道23号中勢バイパスがこれに該当します。くしの歯に当たるSTEP 2では、沿岸部にアクセスする東西軸として国道165号・306号、主要地方道津閏線・津芸濃大山田線・久居美杉線、一般県道津香良洲線などが指定されています。STEP 3が沿岸地域を走るルートで、国道23号、一般県道草生窪田津線、各市道が含まれます。

発災後、啓開対象ルートをパトロールし道路啓開作業に入るのは、地元建設業者です。あらかじめ17の企業にそれぞれ担当する区域が指定され、国(国土交通省三重河川国道事務所)、三重県、津市の3者は、道路管理者として一般社団法人三重県建設業協会津支部、一志支部と平素より協議を重ね、手順の確認を行っています。

津市が南海トラフ地震などの大規模災害に見舞われた場合、他県から到着する自衛隊、警察、消防の救援車両は、STEP 1ルートを通って伊勢自動車道安濃サービスエリア(安濃SA)か名阪関ドライブインの進出拠点に到着し、態勢を整えます。ここからSTEP 2が指定する2つの国道と7つの県道、一部の市道のいずれかを使用して被災地の救助活動拠点に向け前進します。

「三重県広域救援計画」が定める拠点は9施設。津市産業・スポーツセンター、安濃中央総合公園、HOWAパーク(中勢グリーンパーク)、町民の森公園(河芸)、北部運動広場、北消防署、白山総合文化センター、津市モーターボート競走場、道の駅美杉が候補地です。

■能登半島地震の気づきを地元で活かす

津市は能登半島地震支援時の経験を踏まえ、「津市災害時支援計画」の全面的な見直しを進めています。

その中で、速やかな救命・救急活動の展開には、発災後の初動段階で一刻も早く道路啓開に着手することが必要であり、そのため、被災自治体が国のオペレーション計画に掲げられたルートのどの区間を優先して啓開するかを前もって具体的に決めておくことが有効であるとの考えに至りました。

そこで、津市災害時支援計画に、被災後の道路状況に基づき、広域応援部隊の進出拠点と災害現場の救助活動拠点施設を結ぶルートを優先して確保することを記載し、その手法を新しく策定する「津市道路啓開計画」で明らかにすることにしました。

■広域支援の優先啓開ルート

津市は独自に「受援想定ルート」として安濃SAか

ら自衛隊、警察、消防の救助活動拠点に至る13ルートと関ドライブインから消防の救助活動拠点に至る8ルートの併せて21の道路を特定し、メインルートが著しく被害を受けた場合の代替ルートも併せて地図上に落とし込みました。発災後、自衛隊、警察、消防それぞれの救出活動の拠点となる施設に至るルートに人と資機材を集中的に投入することにより、広域応援部隊の到着までの12時間以内に啓開を完了させます。

■地元消防・警察・自衛隊の優先啓開ルート

陸上自衛隊第33普通科連隊、三重県警察本部、津市消防の車両は、発災後、直ちに被災現場に向けて出動します。

受援想定ルートについての検討を重ねる中で、他県応援部隊の到着前に救命救助・消火活動を行う地元緊急車両の通行を先んじて確保する必要があることが議論の俎上に上がりました。そこで、緊急車両基地および負傷者を受け入れる医療機関周辺を「津市優先道路啓開路線」として津市道路啓開計画に書き込むことを国、県に提案し、了解を得ました。

津市独自の「救急想定ルート」として図面化したのは、①自衛隊久居駐屯地、三重県警察本部・津警察署・津南警察署、4消防署、8消防分署および香良洲分遣所の合計17カ所の周辺の道路、②8地区の被災地に向かう18のルート、③12の救急告示病院につながる道路です。

■命を救う体制を強化

こうして練り上げた災害時受援計画の改定案と道路啓開計画案は、現在、津市防災会議で検討が進められており、必要な修正を加え、来年2月に策定する予定です。

津市は、この計画の下、救援車両が被災地にいち早く出動できる環境を整え、訓練を重ねることにより、大規模災害時に命を救う体制を強化してまいります。

6. 防 災 6-(25) 津市地震防災マップの配布

想定外をなくすという観点から、最大クラスの地震・津波が発生した場合の被害を想定

平成26年3月 三重県が「地震被害想定調査結果」を公表

平成28年6月 津市地震防災マップ(23地区)を全戸配布

啓発面



津波浸水時間や液状化危険度、家の中の安全対策や命を守るポイントなどを掲載

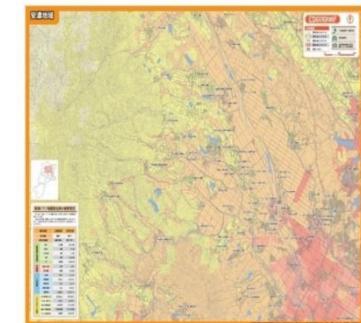
地図面

沿岸部



津波による浸水のおそれがある地区については、「揺れやすさマップ」と「津波浸水時間マップ」、「津波浸水深マップ」を表示

沿岸部以外



津波による浸水のおそれがない地区は「揺れやすさマップ」のみを表示

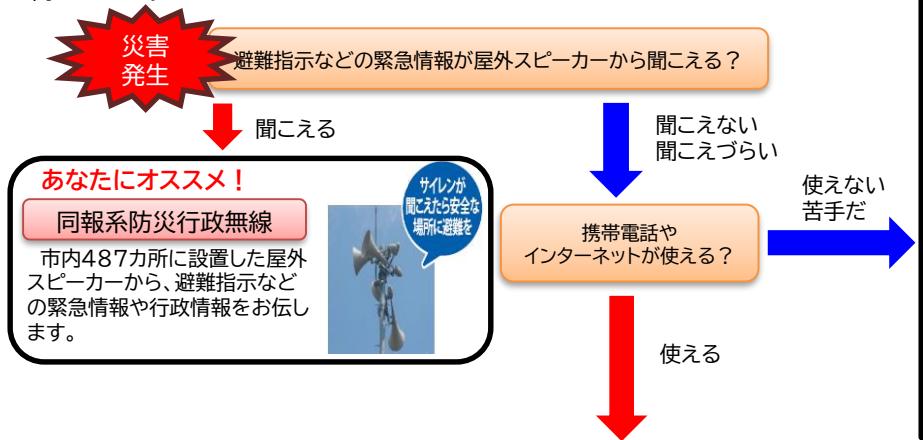
6. 防 災 6-(26)-① 災害時の緊急情報



大雨や地震による災害などが予想されるとき、避難指示などの緊急情報を、早く正確にお伝えすることが、市民の皆さんの生命や財産を守ることにつながります。

津市では、平成20年から3年間で災害情報通信システムを整備しました。同報系防災行政無線からは、避難指示に関する情報のほか、全国瞬時警報システム(ジアラート)を通じて、津波警報や弾道ミサイル飛来時などの国民保護サイン音が瞬時に流れる仕組みになっています。また、防災行政無線を補完するため、津市防災情報メールや、ファクス配信サービス、電話応答サービス、津市ケーブルテレビのL字テロップの構築も順次行い、平成23年から本格運用しています。

以下のチャートで、自分に合った緊急情報の入手方法を確認し、防災への意識を高めましょう。



あなたにオススメ！

ファクス配信サービス

同報系防災行政無線で放送した内容をファクスで送信します。

登録方法 危機管理課または各総合支所地域振興課にある「津市防災行政無線ファクス送信依頼書」を直接窓口、またはファクスで危機管理課(059-223-6247)へ

受信希望地域(津・久居・河芸・芸濃・美里・安濃・香良洲・一志・白山・美杉)が選べます！

津市緊急告知ラジオ

避難指示などの発令時に、FM三重が発信する信号を受信することで自動的に電源が入り、避難情報を伝える「津市緊急告知ラジオ」を、対象者に貸与します。

津市緊急告知ラジオでは、FM三重のラジオ放送の中でアナウンサーが情報を伝えるため、市販のラジオでも聞くことができます。

電話応答サービス

同報系防災行政無線で放送した内容を音声ガイダンスで確認できます。

0800-200-1699
(県内の利用可)
059-221-5424
(有料)



テレビのL字テロップ

ケーブルテレビ(津市行政チャンネル)で、通常の放送画面を小さくして、緊急情報を放映します。

チャンネル…123ch



あなたにオススメ！

津市防災情報メール

同報系防災行政無線で放送した内容を携帯電話へメール配信します。防災情報メール配信システム(<https://tsu-city.site.ktaiwork.jp>)から受信希望地域を選んで、登録してください。



避難情報

津波情報

地震関連情報

国民保護情報



津市防災情報メール多言語版

市内にお住いの外国人のみなさんのために、6種類の「津市防災情報メール多言語版」もあります。
それぞれの言語に対応したメールアドレスに空メールを送信して、登録してください。

Please send
a blank mail
for registration.

English(英語)	✉ eng@tsumail.jp
Português(ポルトガル語)	✉ por@tsumail.jp
Español(スペイン語)	✉ esp@tsumail.jp
Tagalog(タガログ語)	✉ tag@tsumail.jp
中文(中国語)	✉ chn@tsumail.jp
やさしいにほんご	✉ ejp@tsumail.jp

津市ホームページ

トップページで、災害対策本部の設置・廃止、避難指示などの発令・解除や避難所開設状況、被害状況などをお知らせします。



HP 津市

検索

エリアメール、緊急速報メール

緊急情報を携帯電話へメール配信します。
エリアメール…NTTドコモ
緊急速報メール…au、softbank、
楽天モバイル

LINE

LINEで避難情報等の防災情報を受け取るには、津市LINE公式アカウントを友だち追加してください。

平成29年11月1日号 広報津より

**市長
コラム**

Mayor's Column

緊急災害情報を
確実にお届けします

津市長 前葉 泰幸



東日本大震災を機に、災害情報の伝達手段として「携帯電話」を活用する動きが全国の自治体に広がっています。津市では平成23年8月からNTTドコモが提供する「エリアメール」の運用を開始したのに続き、翌24年3月にはauやsoftbankの「緊急速報メール」も導入しました。

平成25年9月の台風18号の際、津市は避難準備情報や避難勧告を対象地区に9回発令しました。台風が通過するまでの2日間、深夜・早朝を問わず、あちらこちらで一斉に鳴り響くアラームの音に、後日、「市長、エリアメール鳴りすぎ！遠くの地区の情報は要らんわ」とのご意見を頂戴しました。メールの配信は「市区町村」単位です。一部の地区だけに避難を促す情報でも津市全域に届く仕組みに違和感を覚えた方も少なくなかったようです。

翌26年8月の台風11号は、三重県に初めて「大雨特別警報」が発令されるほどの豪雨をもたらし、津市は避難情報を24回発令することとなりました。9日10時の波瀬川周辺地区への避難準備情報に始まり、15時には雲出川中下流域への避難指示、18時に美濃屋川の避難勧告、そして19時50分の大雨水特別警報。対象地区ごとに発令するすべての情報が届く津市エリアの携帯電話は、1日中けたたましく警告を発し続けました。

ところが、その際寄せられたお声は「ひっきりなしのメールに驚いたが、他の地域の様子がわかるので心の準備ができた」と、多くは好意的な評価でした。手元の端末に自動的に災害情報が送られてくる安心感に支えられ、一齊配信の仕組みが

定着しつつあることを感じた一幕でした。

「エリアメール」「緊急速報メール」を受信する携帯電話やスマートフォンなどは、津市で約25万台と推定しています。一方で、携帯電話を必要とせず、お持ちにならない方々もいらっしゃいます。あらゆる環境にいらっしゃる市民に確実に情報をお届けするため、市は多様な伝達手段を整備しています。

緊急時にサイレン音やメッセージで全市民に呼びかける防災無線は何より重要です。合併前の各市町村がそれぞれの基準で設置し老朽化が進むアナログ無線を統合し、デジタル化して市内487カ所に屋外スピーカーを設置しました。明瞭な音声を提供できるように対策を講じてますが、荒天や反響などで聞き取りにくい場合は、放送直後から電話(フリーダイヤル0800-200-1699 ☎221-5424)で内容を確認することも可能です。ケーブルテレビの123にチャンネルをあわせていただければL字テロップが表示されます。あらかじめご登録していただくことで、防災情報メールやアクセスで必要な地域の緊急情報を受け取ることもできます。

これらの伝達手段を組み合わせてもなお情報が行き届かないケースも考えられることから、津市は今年度、緊急告知ラジオを無償で貸与する制度を創設することとしました。FM三重が自分の居住する地域の災害情報を流すと自動でスイッチが入り、その内容が聞こえてくるラジオです。津市を4つのエリアに分け、該当地区にあるラジオのみ起動するように設定されています。防災無線のスピーカーの音声だけでは心許ないとご不安な避難行動要支援者の方に、きめ細かく、確実に災害情報をお届けするためのものです。

現在、各地域の自主防災組織、自治会、民生委員の皆さんのがこの緊急告知ラジオの貸与の手続きをお手伝いくださっています。緊急告知ラジオを地域の防災力向上にぜひお役立てください。

6. 防 災 6-(27) 要配慮者利用施設における避難確保計画

水防法等の一部を改正する法律

平成29年5月19日公布、同年6月19日施行

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため水防法および土砂災害防止法が改正

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
改正前	水防法 努力義務	努力義務
	土砂災害防止法 規定無し	規定無し
改正後	水防法 義務	義務
	土砂災害防止法	

なかなか全国的にも取り組みが進まず、津市としても法改正を受けてどのように施設へ対応すべきかが課題となっていた

そんな中

国土交通省より、津市をモデル地区に、避難確保計画作成を全国で進めるための方策を検討したいという打診があった

国土交通省では、2021年までに避難確保計画の作成率を100%とし、逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指す!

国のモデル事業として、施設管理者を対象とした講習会を、前期(座学)、後期(ワールドカフェ)にわけて開催

■前期講習会の概要

地域の水害特性・防災情報の入手方法等の説明と併せて、避難経路図作成や防災体制の構築、避難行動開始の判断など避難確保計画作成時のポイントを説明

- 概要① 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会の開催目的について 国土交通省中部地方整備局
- 概要② 避難確保計画作成の必要性について 三重大学大学院工学研究科 川口淳准教授
- 概要③ 気象情報の避難行動への活用について 津地方気象台
- 概要④ 水害リスクに関する最近の動向について 三重河川国道事務所
- 概要⑤ 津市における災害時の防災情報伝達について 津市危機管理部防災室
- 概要⑥ 避難確保計画の作成方法について 国土交通省中部地方整備局

■後期講習会の概要

避難確保計画の内容の充実を図ることを目的に、ワールドカフェ方式で実施

1テーブルに4~5人で1ラウンドの時間を20~30分として、2回メンバーチェンジ

他の施設の参加者と活発な意見交換を行い、避難確保計画作成上の問題点や課題、良い取組(知恵)等を共有



①川口准教授によるワールドカフェの説明



②みんなで意見を出し合い付箋に書き込み



③いろんな課題や知恵等を情報共有

ワールドカフェとは
カフェにいるようなリラックスした雰囲気のなか、参加者が少人数に分かれたテーブルで自由に対話をを行い、適宜他のテーブルとメンバーの交換をしながら話し合いを発展させる手法

モデル事業実施前

避難確保計画作成施設数(洪水)

59施設 (H29.3時点)

モデル事業実施後

避難確保計画提出施設数(洪水)

144施設 (H30.3時点)
(モデル事業実施後)

洪水 約93%提出済
(291施設/310施設)

土砂 100%提出済
(24施設/24施設)
(R7.3.1現在)

今後は…

計画未提出の施設に対してもさらなる呼びかけを行い、すべての要配慮者利用施設における避難確保計画作成を目指す！

206

6. 防 災 6-(28)-① 津市広域避難計画

津市広域避難計画の概要

令和4年3月 津市の地域性を生かした「津市広域避難計画」を策定

南海トラフ地震による津波時における広域避難の基本的な考え方を定めた「津市広域避難方針(令和2年3月策定)」に基づき、多くの沿岸部の居住者等が、津波から逃れるために避難を行う際、避難所に収容しきれない避難者への対応を円滑に行うことができるよう、広域避難で活用する避難施設や、広域避難者の移送体制の確保等、津波時における広域避難に係る具体的な対策を定めた。

対象とする災害	南海トラフを震源とする地震による津波	広域避難施設	移送のための拠点施設、移送先、車中避難者施設
広域避難対象者	広域避難対象地域の居住者等		
広域避難対象地域	4つの地域に区分		
地域		大部分が津波の浸水が予測される地区	
北部	豊津、上野、白塚	第一広域避難施設 ※拠点施設	
中北部	栗真、一身田、北立誠、南立誠、敬和、養正	8施設	広域避難対象地域ごとに開設する広域避難拠点施設 (北部) 河芸公民館、河芸体育馆 (中北部) 三重県総合文化センター (中南部) 津南防災コミュニティセンター南が丘小学校、南が丘中学校 (南部) 南郊中学校、高茶屋市民センター
中南部	修成、育生、藤水	42施設	第一広域避難施設より5km圏内(津波浸水予測地域を除く)の指定避難所等 千里ヶ丘小学校、西が丘小学校、成美小学校 ほか39施設
南部	高茶屋、雲出、香良洲	73施設	第二広域避難施設よりさらに西側の指定避難所等 芸濃総合文化センター、みさとの丘学園、久居西中学校 ほか70施設
自動車避難施設		2施設	自動車避難が可能な施設 津市産業・スポーツセンター、久居中央スポーツ公園駐車場
自動車避難協力施設		27施設	市から自動車避難の協力を要請する民間施設

津市広域避難計画の運用

津波警報・大津波警報発表 (J-アラート)

津波浸水予測地域内の居住者等は、津波浸水予測地域外の高台にある安全な場所(公園・広場・一時避難場所・指定避難所)に避難

家屋の倒壊等による帰宅困難者は、指定避難所等に避難

広域避難のイメージ

第一広域避難施設(8施設)
※拠点施設(公用バス等を配置)

①第一広域避難施設に収容しきれない避難者

第二広域避難施設(42施設)

※第一広域避難施設から、徒歩、バス等により移送を実施

②第二広域避難施設を活用しても収容しきれない避難者

第三広域避難施設(73施設)

※第一広域避難施設から、徒歩、バス等により移送を実施

<第一広域避難施設>



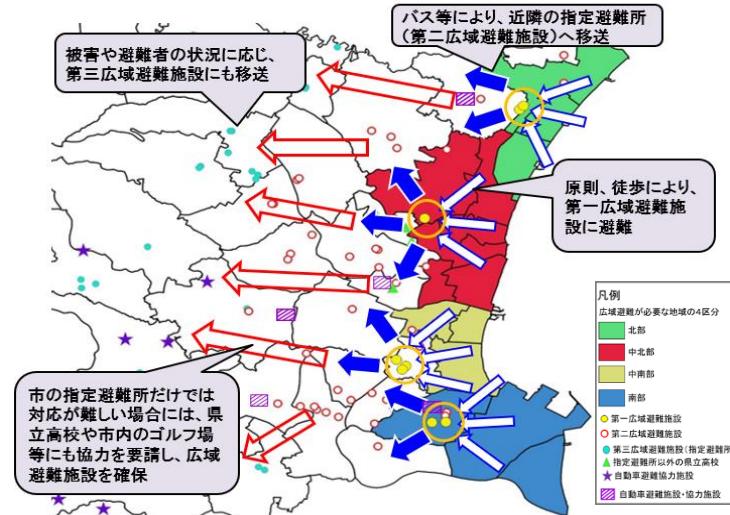
自動車による避難

車中避難のため、やむなく指定避難所に自動車で避難された方

自動車避難施設(2施設)

自動車避難協力施設(27施設)

津市広域避難計画のイメージ図



令和4年5月1日号 広報津より

Vol.120(2022.5.1)
Mayor's Column
市長
コラム

迷いなく逃げるために

津市長 前葉 泰幸



我が国の防災対策の大きな転換点となったのは11年前に発生した東日本大震災です。

マグニチュード9.0、国内観測史上最大級の揺れに、すぐさま大津波警報が発表され、大船渡市など、早いところでは30分で8mを超える津波が観測されました。

太平洋沿岸各地に到達した巨大津波は、次々と海岸堤防を越えて市街地の奥深く押し寄せ、ハザードマップ上は浸水区域外に分類される指定避難所に身を寄せた住民までもが犠牲になりました。

三陸地方沿岸部の防波堤や防潮堤などの施設は、我が国の津波災害史上最大の被害が発生したマグニチュード8.2～8.5の明治三陸地震規模の大津波にも耐え、背後を守るべく設計されたものでした。それが東日本大震災において大きく損壊した事実は、海岸構造物の防災機能に依存する従来の津波対策の限界を突き付けました。

■いかにして逃げるか

従来の想定をはるかに上回る津波の破壊力と甚大な被害状況を目の当たりにして、国は「災害に上限なし」という認識の下、「人命第一」を最優先に「逃げる」ことを前提とした総合的な対策の構築を全国の自治体に求めました。

■「想定外」を排除する

これを受け、次なる危機としてにわかにクローズアップされたのが南海トラフ巨大地震です。

仮に発生すれば、東海から九州にかけての西日本を中心に東日本大震災を超える甚大な被害が想定されることから、国はまず、マグニチュードが9.1となる「理論上最大クラス」の南海トラフ巨大地震モデルを示しました。平成24年3月に内閣府が発表した津市の最大震度は7。同年8月に公表された平野部の津波高は軒並み3mを超え、60分

もすると避難が難しくなる30cmの浸水深に達するとされています。

従来の予測を上回る数値が並んだ新データに対し、自治体は、海岸や河川にある堤防や防潮堤などの構造物はないものと考える、より厳しい条件での備えを迫られました。

津・香良洲地域では、高さ6mの津松阪港海岸堤防が50年ぶりに作り替えられ、液状化対策も講じた頑丈な防潮施設が市街地を守っています。河芸地域においても、やはり高さ6mの海岸堤防と漁港堤防の再構築事業が三重県により進められています。それでも、國の方針に基づき、津波浸水の予測は、一年で最も潮位が高くなる時期の満潮時に発生した大規模な地震により、これらの堤防が津波前の強い揺れにより75%沈下し、残る25%も津波が乗り越えた時点で破堤して全く機能しなくなるという最も厳しい前提条件の下で実施することになります。

■最悪を想定した被害予測図

結果として、津市が平成28年3月に作成した「津市地震防災マップ」では、市域の最大浸水面積は1,960ヘクタールと算定され、河芸・津・香良洲地域の平野部は従来の予測図より広い範囲が浸水予測区域に含まれるようになりました。

この浸水予測データを基に、津市は津波警報発表時には津波浸水予測区域内の48避難所を開設しないことを決定しました。

■沿岸部10万人の避難先

このとき問題となるのは、津波浸水予測エリアに居住する住民8万7,000人、オフィスで勤務の方や買い物客などを含めると10万7,000人に上る避難先の確保です。当該地区にある83棟の津波避難ビルに13万6,000人が一時的に駆け上ることは可能です。しかし、避難が長期化する場合は避難所に移動していただく必要があります。

沿岸部の10万余人が、津波が到達するまでの約60分で高台の安全な広場や公園、避難所などに徒歩で逃れることを可能にするには、あらかじめ具体的な手順を定め、市民の皆さんと共有することがなにより重要です。

そこで津市は、本年3月、「広域避難計画」を策定し、浸水予測区域内の帰宅が困難な方の避難先として、7,610人の受け入れが可能な8カ所の「第一広域避難施設」を定めました。河芸町浜田(河芸公民館、河芸体育館)、一身田上津部田(三重県総合文化センター)、南が丘(津南防災コミュニティセンター、南が丘小学校、南が丘中学校)、高茶屋(高茶屋市民センター、南郊中学校)です。満員の場合は速やかに津市所有の公用バス8台を使用し、西側5km圏内にある3万3,335人の収容が可能な43の「第二広域避難施設」に移送します。さらに、豊里、芸濃、美里、久居、一志、白山、美杉などに73の「第三広域避難施設」を4万2,600人分確保しました。このほかに、避難所指定をしていない文化施設などを1万7,155人分の「広域避難施設の補完施設」としました。施設間の移動には公益社団法人三重県バス協会にも応援を求めます。

避難は徒步が原則ですが、乳幼児や高齢者、避難行動要支援者など、やむを得ない事情で車をご使用になる方もいらっしゃいます。車での避難は渋滞による逃げ遅れなど二次災害が発生するリスクがあるため、広い駐車スペースを有する北河路町の津市産業・スポーツセンターと戸木町の久居中央スポーツ公園の2施設を「自動車避難施設」に指定し、ゴルフ場や工場など27の民間事業者が駐車にご協力くださることになっています。合わせて2,250台、6,800人分の避難場所となります。

■素早い避難が命を守る

27万3,000人余の津市人口の3分の1以上が避難する大規模な津波被害災害に備える大掛かりな避難計画が整いました。

津波に関する警報や避難指示が発令された場合に浸水の恐れのある地域にいらっしゃる方は、どうか迷うことなく西の高台へと急いでください。周囲に声を掛けつつ率先して避難を開始することが自分の命を守り、多くの方々の安全確保につながります。